

法科大学院認証評価

自己評価書

筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

令和元年6月

筑波大学

目 次

I	現況及び特徴	2
II	目的	3
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	4
	第2章 教育内容	10
	第3章 教育方法	29
	第4章 成績評価及び修了認定	38
	第5章 教育内容等の改善措置	52
	第6章 入学者選抜等	58
	第7章 学生の支援体制	73
	第8章 教員組織	85
	第9章 管理運営等	97
	第10章 施設、設備及び図書館等	102
	第11章 自己点検及び評価等	109

I 現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻
- (2) 所在地
東京都文京区
- (3) 学生数及び教員数（令和元年 5 月 1 日現在）
学生数 114 名
教員数 12 名（うち実務家教員 4 名）

2 特徴

本学は、全国の大学に先駆けて、平成 2 年以来、東京キャンパスにおいて、有職社会人を対象として、経営・政策科学研究科（現ビジネス科学研究科）に企業法学専攻を設置し、高度専門職業人養成のための法学の専門教育を行ってきた。この経験を踏まえて、新たに平成 17 年 4 月に、社会人を主たる対象とした、もっぱら平日夜間及び土曜日に開講する法科大学院（以下、「夜間社会人法科大学院」とする。）を設置した。

本学におけるこれまでの社会人教育の経験から、情報化が進展し法に基礎を置く透明なルールの支配する社会へ移行しつつある今日、多くの社会人、特に企業法務担当者、弁理士・公認会計士や税理士などのほか、官庁において政策立案に当たる公務員などの実務経験者が、法曹資格を取得できる機会を強く求めていることを実感している。また、雇用の流動化が進みつつある中で、社会人が働きながら良質の法学教育を受けて法曹資格を取得できるならば、キャリア転換を目指すであろうと見込まれる社会人は今後ますます増加することが予想される。このように社会人の法曹資格取得に対する潜在的需要は、企業や官庁などの側からも、社会人個人の側からも、きわめて大きいと推測される。

そこで、本学においては、これまでの社会人法学教育の豊富な経験と実績を生かして、キャリア転換を目指す社会人のための夜間開講の法科大学院を設置し、それによって社会的な需要に応え、大学院における社会人教育に常に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的な責務に応えたいと考えている。すなわち、「公平性・開放性・多様性」という法科大学院制度の理念からすれば、昼間働かざるを得ない社会人にも法科大学院において学ぶ機会を与えることが我々の責務であると考えられる。

そのため、法律学全般についての質の高い教育を行うことを基本とし、その上に、グローバルビジネス、知的財産、社会保障等の法分野における最先端の授業科目を揃える一方、実務に密着したオールラウンドな教育にも配慮して、高度に専門性を有する法曹の育成を目指すものである。

なお、当専攻は、平成 26 年度より法学既修者（2 年生）を受け入れ、多様な社会人のニーズに応えることとしている。

II 目的

筑波大学では、全国の大学に先駆けて、平成2年以来、東京キャンパスにおいて、有職社会人を対象として、経営・政策科学研究科（現ビジネス科学研究科）に企業法学専攻を設置し、高度専門職業人養成のための法学の専門教育を行ってきた。筑波大学法科大学院（設置者：国立大学法人筑波大学）は、この経験を踏まえて、新たに平成17年4月、ビジネス科学研究科内に、法科大学院としての運営の独立性を確保した法曹専攻（筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程））として設置されたものであり、社会人を主たる対象とした、もっぱら夜間に開講する法科大学院（「夜間社会人法科大学院」）であるという点に、最大の特色がある。

本学が、法科大学院を設置した主眼は、本学における、これまでの社会人法学教育の豊富な経験と実績を活かして、キャリア転換を目指す社会人のための夜間開講の法科大学院を設置し、それによって社会的な需要に応え、大学院における社会人教育に常に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的な責務に応えることにある。すなわち、「公平性・開放性・多様性」という法科大学院制度の理念からすれば、昼間働かざるを得ない社会人にも法科大学院において学ぶ機会を与えることこそが、我々の責務であると考えられる。

そのため、本学法科大学院では、法律学全般について質の高い教育を行うことを基本とし、その上に企業法学専攻の協力を得てカリキュラムに特色を持たせ、グローバルビジネス、知的財産法、経済法等の法分野における最先端の授業科目を揃える一方、実務に密着したオールラウンドな教育にも配慮して、社会人としての実務経験等を有する者が司法試験に合格した後、裁判官・検察官・弁護士という一般法曹実務家として、あるいは企業もしくは行政機構等さらには国際機関において、社会人としてすでに獲得した知識・経験・技能を活用できる高度専門職業人の養成を目指している。

III 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

教育の理念及び目標につき、筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻（以下「当専攻」という。）では以下のとおり設定している。

【解釈指針1-1-1-1】

筑波大学では、全国の大学に先駆けて、平成2年以来、東京キャンパスにおいて、有職社会人を対象として、経営・政策科学研究科（現ビジネス科学研究科）に企業法学専攻を設置し、高度専門職業人養成のための法学の専門教育を行ってきた。筑波大学法科大学院（設置者：国立大学法人筑波大学）は、この経験を踏まえて、新たに平成17年4月、ビジネス科学研究科内に、法科大学院としての運営の独立性を確保した法曹専攻として設置されたものであり、社会人を主たる対象とした、もっぱら夜間に開講する法科大学院（「夜間社会人法科大学院」）であるという点に、最大の特色がある。

本学が法科大学院を設置した主眼は、本学における、これまでの社会人法学教育の豊富な経験と実績を活かして、キャリア転換を目指す社会人のための夜間開講の法科大学院を設置し、それによって社会的な需要に応え、大学院における社会人教育に常に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的な責務に応えることにある。すなわち、「公平性・開放性・多様性」という法科大学院制度の理念からすれば、昼間働かざるを得ない社会人にも法科大学院において学ぶ機会を与えることこそが、我々の責務であると考えられる。

そのため、当専攻では、法律学全般について質の高い教育を行うことを基本とし、その上に企業法学専攻の協力を得てカリキュラムに特色を持たせ、グローバルビジネス、知的財産法、経済法等の法分野における最先端の授業科目を揃える一方、実務に密着したオールラウンドな教育にも配慮して、社会人としての実務経験等を有する者が司法試験に合格した後、裁判官・検察官・弁護士という一般法曹実務家として、あるいは企業もしくは行政機構等さらには国際機関において、社会人としてすでに獲得した知識・経験・技能を活用できる高度専門職業人の養成を目指している。

以上は、当専攻ウェブサイトの「基本理念」

(<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/outline/philosophy/>) 及び「目的と特色」

(<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/outline/>)、さらに『筑波大学大学院スタンダード』(https://www.tsukuba.ac.jp/education/pdf/2019/g_00-1.pdf) 95 頁を通じ本学教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されており、さらにその概要は「ビジネス科学研究科の教育に関する細則」別表第2及び別表第3に定め、本学教職員間で認識を共有している。

【解釈指針1-1-1-2】

《別添資料1-1：筑波大学法科大学院概要・基本理念（ウェブサイト）》

《別添資料1-2：筑波大学大学院スタンダード（ビジネス科学研究科）》

《別添資料1-3：ビジネス科学研究科の教育に関する細則》

基準1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準1-1-2に係る状況)

1 現状とその背景

当専攻の修了を受験資格として司法試験を受験した者の、平成27年度以降の司法試験受験結果は様式2-2の通りであり、平成28年度に当専攻の修了を受験資格として司法試験を受験した者の合格率が全国平均の2分の1を下回る結果となっている。

【解釈指針1-1-2-2(1)】

平成26年度末以降に当専攻を修了した者に対する、当専攻の修了を受験資格として平成29年度までの司法試験を受験し合格した者の割合は、全国平均の割合の2分の1に満たない。

【解釈指針1-1-2-2(2)】

また、平成22年度から平成26年度にかけて当専攻を修了したことを受験資格として司法試験に合格した者の割合は7割未満である。

【解釈指針1-1-2-3】

当専攻の修了者は、法曹となれば、もともと彼らが培ってきた社会人としてキャリアをいかんなく発揮して活躍している。また、社会人に対象を特化した当専攻の特性上、修了者は、必ずしも法曹に転身せずとも、入学前より在籍していた職場において、本学の教育成果である専門的な法律知識を活用することによって、そこでのさらなるステップアップを実現することも大いに意味があるものと考えられる。

当専攻は、入学定員36名のところ法学未修者・既修者の募集人数はそれぞれ、26名程度・10名程度であり、実入学者全体に対する法学未修者の割合は70%を超えている。他の法科大学院におけるのと同様、当専攻においても未修者の司法試験合格率は全体の合格率に比べて低迷している。とりわけ当専攻は社会人に対象を特化した(平日昼間部を置かない)全国でも唯一の法科大学院であり、そこで学ぶ社会人学生にとって、仕事・家庭の両立は、司法試験受験に向けてのハードな勉学を求められる中であって、二足・三足の草鞋の困難性を極めている。また、入学後、特にいわゆる純粋未修者は、法的素養の観点からのミスマッチが生じる可能性を孕むほか、社会人の場合、部署や勤務地の移動といった職場の事情や、出産を含む家庭の事情により、授業の出席が困難となるなど休学率(平成30年度19.5%)、留年率(平成30年度40.7%)、退学・除籍率(平成30年度11.5%)とも高く、その結果、標準修業年限修了率(平成30年度41.0%)も低い状況にある(当専攻における最近5か年度の原級留置者数及び退学者数は様式2-1記載の通り。また休学率、留年率、退学除籍率は《別添資料1-4：休学率、留年率、退学・除籍率、司法試験合格率データ》の通り。)

なお、当専攻に法学未修者として入学し、当専攻の修了を受験資格として司法試験を受験した者の合格率は、最近5か年では、平成28年度を除き全国平均を大きく下回るもので

はなく、むしろ全国平均を上回った年度もある《別添資料1-4：休学率、留年率、退学・除籍率、司法試験合格率データ》。また、司法試験最終合格者の当専攻における3年次配当基本7法の総合科目の平均GPAは、いずれの修了年度においても修了者全体の平均GPAを上回っており、学内の成績評価と現行司法試験の結果との間に有意な相関性が認められる。したがって社会人学生特有の時間的ハンディキャップの解消に向けた一層の取組を含め教育支援体制のさらなる充実の必要があるとはいえ、一定の教育成果は達成されているといえる。

【解釈指針1-1-2-1】

2 改善に向けた具体的方策

当専攻では開設以来、法学未修者教育にウェイトをおいてきた経緯から、とりわけ法学未修者の司法試験合格率、標準修業年限修了率を向上させるため、入学後の法学未修者に対する学修上のフォローアップの取組（下記①及び②）、入学者選抜段階で志願者の母数を増加させ、法学未修者の中でも、より適性を有する層を確保するための取組（下記③）に、既にそれぞれ着手した。

① 社会人学生ごとの習熟度に配慮したきめ細かい未修者教育のさらなる充実

当専攻では、従前より、チューターゼミの充実、授業録画システム導入など未修者に対する基本科目教育の滋養を図ってきた。当専攻では、法律基本科目の修了要件単位を増加するのではなく、様々な既存の基本科目を理解・修得させるため、以下の各プログラムの連携運用体制をさらに充実させるという方策をとっている。

a) チューターゼミ強化プログラム

弁護士（若手実務家）チューターによる基本五法のゼミを習熟度別あるいは学年別に分け、学生多様なニーズに応じた個別指導型ゼミも実施する。

b) 基礎力自己測定プログラム

短答式問題を全学の学習管理システム **manaba** に搭載し、スマートフォンによる通勤等の隙間時間での利用や出張先での学修も可能とする。解答結果は教員へとフィードバックする。

c) 法学基礎力充実プログラム

純粋未修者が基礎的な法的思考力・分析力・起案力を十分に習得できるよう、「基礎ゼミⅠ」（民法）、「基礎ゼミⅡ」（憲法・刑法）、「基礎ゼミⅢ」（両訴法）を開講している。基礎ゼミⅠ・Ⅱは、科目等履修生にも履修を認める。

d) 学生カルテ

本取組は、多様な未修者教育プログラムを提供するとともに、個々の学生のデータをデジタル化により集計・分析して、これに基づき学生自身が自己の学修状況を認識して効率的な学修に資するとともに、学生情報を教員間で共有し、これをフィードバックして授業方法の改善や個々の学生に対する柔軟かつきめ細かな指導を可能にし、もって当専攻の学生の学力の底上げをはかるものであるから、本取組を構成する各プログラムの有

機的連携運用により、後述の②③とあいまって、標準修業年限修了率の向上とともに、未修者修了1年目の司法試験合格率の向上に資することが期待される。

② 法科大学院教育へのICTの積極的導入による場所的・時間的障害の解消

一定回数に限り、出張先等の遠隔地からも、携帯端末を通じ、教室で行われている授業に同時参加できる仕組みを提供する。当専攻の社会人学生は、授業期間中も職場から（海外）出張を命じられることも少なくなく、従来は出席不足で、期末試験受験資格を失い、さらには留年するケースも見られたが、本取組により、学生のドロップアウト、期末試験受験資格の喪失を防ぎ、標準修業年限修了率の向上にも資することが期待される。

③ 適性を有する社会人入学者を確保・促進するための、法学未修者教育コンテンツの事前提供の取組

当専攻としては、適性を有する社会人入学者を確保・促進するためため、以下の各取組に着手した。以下のような当専攻の法学未修者教育コンテンツの事前提供の各取組を通じ、社会人が入学後の出席や進級、修了可能性、さらには司法試験合格可能性までを出願前に見通すことが可能となる。これらの取組により、修了率、司法試験合格率の向上が期待されるとともに、ひいては社会人の法科大学院に対する信頼を高め、法曹を志望する有為な社会人の増加につながることを期待される。

- a) 筑波大学エクステンションプログラムの一環として基礎講座を平成31年1月～3月に開講し（<http://extension.sec.tsukuba.ac.jp/lecture/program0040/>）、延べ49名が受講した。
- b) 正課科目である「基礎ゼミⅠ」（民法入門）・同Ⅱ（憲法・刑法入門）に未入学者を科目等履修生として受け入れたところ、平成29年度及び平成30年度にそれら2科目のいずれかに科目等履修生として参加した者のうち、平成30年度及び平成31年度に、各2名が当専攻の、いずれも法学未修者として入学している。

【解釈指針1-1-2-2】

《別添資料1-5：筑波大学法科大学院機能強化構想調書（法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム）》

《別添資料1-6：筑波大学エクステンションプログラム「法学入門Ⅰ・Ⅱ」》

2 特長及び課題等

[特長]

- ・社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとの司法制度改革の理念を忠実に実現するべく、有職社会人が通学可能な夜間大学院として開設し、開講時間帯の中心を平日夜間及び土曜日とするなど、カリキュラム上の工夫を凝らしている。

[課題]

司法試験合格率、標準修業年限修了率を向上させるための方策を強化し、成果を上げる必要がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

当専攻は、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を、以下の通り一貫性あるものとして策定している。

① ディプロマ・ポリシー

法曹養成に特化した実践的な教育を行うことに鑑み、特定の分野に限定した研究指導をすることはないが、3年以上（法学未修者の場合）又は2年以上（法学既修者の場合）在学して所定の単位を修得し、リーガルマインドを備えることはもちろんのこと、法的な紛争事案を実務的に処理、解決するための高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備え、また、社会状況の変遷に伴って現れる先端的な法律問題にも適切に対応しうる能力を獲得した者に学位を授与する。

② カリキュラム・ポリシー

社会人としての実務経験等を有する者に対し、司法試験に合格して法曹実務家となった場合はもちろん、そうでない場合にも多様なリーガル・サービスを提供することができるように、法律基本科目群（34科目）を履修することによって広く法学的な素養、いわゆるリーガルマインドを養い、法律実務基礎科目群（14科目）では具体的な紛争事案を素材として法的な問題を実務的に処理し、解決に導くための手法を身につけ、基礎法学・隣接科目群では実定法とは異なる視点から法に対する理解の視野を広げ、さらに展開・先端科目群を履修することにより、実社会の最先端で生じている法的な問題にも対応することができる実力を備えるための教育課程を編成している。

働きながら法曹資格の取得を目指す社会人のニーズに合わせて、「長期履修制度」を用意している。この長期履修制度を利用することにより、勤務等の都合によって、未修者の場合、標準修業年限の3年間では修了が困難と見込まれる場合等には、申請

に基づいて、4年間の長期履修が認められる。なお、法学既修者は3年間の長期履修が選択できる。

入学まで本格的に法学を学んだことのない純粋未修者のため、基礎ゼミ等の導入教育にも力を入れている。また、ICT（情報通信技術）を通じ、社会人学生が教室の外（出張先等）からでも授業を受講できる仕組み作りに取り組んでいる。

当専攻が想定する主たる学生像は、当専攻に入学するまでの間、法学の体系的知識獲得の機会を持たなかった有職社会人である。このため、当専攻の課程は、つくば市の筑波キャンパスにおいて行われる学群（学士課程）とは、内容的にも、また組織上も完全に独立している。したがって、学士課程との一貫教育や合同授業、学士課程授業科目の履修を前提とした教育の実施等、法曹養成に特化した法科大学院教育の完結性を損なうような措置は一切行っていない。

当専攻では、有職社会人学生が日常において現実に割くことのできる極めて限定的な学修時間内において法学の体系的知識を効果的に獲得するため、特に体系的知識が要求される法律基本科目群について、三段階の科目体系を採用し、体系的・反復的教育を通じ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等の修得を完結させることを目指している。このうち特に法学未修者コース2年次（以下特にことわらない限り、法学既修者1年次を含む）以降においては、主として演習形式の授業を実施して、法曹として実務に必要な思考力、分析力、（討議、文章表現の両面における）表現力の涵養に努めている。以上のような三段階の科目体系を通じ、学生が同一の法的問題を複数の視点から複合的に学ぶことにより、柔軟かつ深い法的体系的思考を身につけることができるよう配慮している。

また、当専攻は、理論的教育と実務的教育の架橋を目指して様々な工夫を行っている。まずカリキュラム面では、多様な法律実務基礎科目を必修科目または選択必修科目として開設し、履修させることにより、既述の法律基本科目群により得た理論的・体系的法知識を実務的観点から応用・発展させる機会を充実させている。さらに当専攻では、法曹としての高い責任感と倫理観を備えた人材を養成するため、法曹倫理に関連する実務教育にも重きを置いている。すなわち「法曹倫理 I」（弁護士倫理）、「法曹倫理 II」（裁判官・検察官倫理）においてはもちろん、他の実務系科目等においても、法曹としての単なるスキル修得に留まらず、実務法曹としてふさわしい倫理の獲得に十分に配慮している。さらに、実務臨床科目の中でも、実際のクライアントと接しつつ、実践的に法曹としてのスキルと倫理を修得することができる「リーガルクリニック」を重視するという視点から、その学修の基盤となる法律事務所が東京キャンパス校舎内の同じフロアに併設されている。

こうした能力を修得しているか否かを判定するために、基本的に対話形式を採っている授業の中での応答を重視し、また筆記試験により起案（文章作成）能力を判断することによって達成度を評価する。また、修了要件・進級要件として修了年度及び各学年のGPAが1.50以上であることを必要とする。法学未修者コースの場合3年以上在学して下表に示す科目を全て履修し、93単位（必修科目71単位、選択必修科目22単位）以上修得すること（法学既修者コースの場合は、2年以上在学して下表の1年次実定法基礎科目30単位が認定されるので、それを除く科目を全て履修し修得する必要がある。）、かつ最終学年時の成績についてGPAが1.50以上である者に学位を授与する。

表1：当専攻のカリキュラムの概要

未修者コースの場合		1年次	2年次	3年次	達成目標
法律基礎科目群	実定法基礎科目	30単位	8単位		公法・民法・刑事法の基礎的・体系的知識の獲得と、法的思考能力の養成
	実定法発展科目		11単位	13単位	2年次で、公法・民法・刑事法の各領域につき、その法律問題について応用的・展開的な法知識と総合的な解釈能力を取得 3年次で、すでに獲得された法知識と総合的な解釈能力の確実化
法律実務基礎科目群	法務基礎科目	1単位	2単位		法曹に必要な基礎的スキルの修得
	法務展開科目		6単位	1単位以上	訴訟実務に関する具体的問題を通じて訴訟による紛争解決手続きの全体像を理解
	法務臨床系科目			4単位以上	ロイヤリング、リーガルクリニックを通じて生の、活きた事件に接し、模擬裁判を通じて訴訟実務を体験
	基礎法学・隣接科目	4単位以上			実定法とは異なる角度からの法現象の知見の取得による法律家としての教養の涵養
	展開・先端科目		13単位以上		先端的・応用的法分野についての専門知識の修得
修了要件		合計93単位以上を修得			GPA1.50以上

(出典：『筑波大学大学院スタンダード』97頁より引用)

有職社会人学生の通学を可能とするため、当専攻の授業実施時間は、月曜日から金曜日の夕刻（18：20～21：00）及び土曜日（10：20～19：35）としている。

当専攻では、理工系出身者を含めた他学部からの法学未修者を多く入学させてきており（また法学部出身者といえども、入学時の年齢が毎年度平均35～40歳であることを考慮すれば、一般的な意味の法学部出身者とは全く異なっている。）、これらの者に対する法学の基礎力の涵養に努めてきた。こうした教育プログラムにおけるノウハウをもとに、平成26年度から既修者コースの入学生を迎えるにあたって、法学未修者コースの1年次科目を憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の5法に集中することにより、更に未修者の基礎力充実を図ることとした。

当専攻では、現役の有職社会人に対し広く法曹への門戸を開くという理念を具体化するため、長期履修制度を設けている。これは、職業上の都合により、標準修業年限（法学未修者にあっては3年）では修了が困難と見込まれる場合には、学生からの申請に基づいて、4年間の長期履修を認めるもので、長期履修学生の場合、次年次への進級要件単位数や1年度あたりの授業料が、標準修業年限で修了する場合よりも低く設定されており、有職社会人学生に対し、無理なく修学を続けることができる環境を提供しようとするものである。なお、社会人学生それぞれがかかえる事情から来るニーズに応えるため、平成25年度末より、各年度末の段階で在学1年未満（休学期間を除く。）の標準修業年限の在学学生、法学既修者コース入学者に対しても長期履修制度選択への門戸を広げている。法学既修者が長期履修制度を利用する場合、4年間のうち最初の1年次を在学したものとみなされ、残り3年間で修学することとなる。また、職務上の理由などで退学した者を対象として、退学の日から入学するまでの間が

12 か月以上経過した後に再入学できる制度が設けられている。なお、学生が長期履修制度または再入学制度を利用するに当たっては、専任教員による面談指導を徹底している。

さらに、出張等で通学が困難な学生が、出張先から授業に参加することを可能にするため、平成 28 年度より、インターネットを通じて受講することで授業の出席が認められる制度を開始している。

【解釈指針 2-1-1-1】

【解釈指針 2-1-1-4】

なお、当専攻ではこれまで、飛び入学者を法学既修者として認定する制度及び他の法科大学院からの転入学を認める制度自体を置いていない。

【解釈指針 2-1-1-2】

【解釈指針 2-1-1-3】

《様式 1：開設授業科目一覧》

《2019 年度 シラバス》

《別添資料 1-1：筑波大学法科大学院概要・基本理念（ウェブサイト）》

《別添資料 1-2：筑波大学大学院スタンダード（ビジネス科学研究科）》

《別添資料 2-1：筑波大学大学院学則 第 5 条の 3 第 1 項》

《別添資料 2-2：筑波大学大学院長期履修学生に対する法人細則》

《別添資料 1-3：ビジネス科学研究科の教育に関する細則 第 10 条》

《別添資料 2-3：ビジネス科学研究科法曹専攻における長期履修に関する取扱いについて》

《別添資料 2-4：長期履修制度の御案内（ウェブサイト）》

《別添資料 2-5：2019・2018 年度履修ガイド 2019 年度 12 頁「4 長期履修制度」、51 頁～「2019 年度時間割」》

基準 2-1-2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

(基準 2-1-2 に係る状況)

法律基礎科目群（実定法基礎科目・実定法発展科目）、法律実務基礎科目群（法務基礎科目・法務展開科目・法務臨床科目）、基礎法学・隣接科目群及び展開先端科目群の達成目標の概要は、基準 2-1-1 に関して前述した中の表 1（筑波大学大学院スタンダード）のとおりである。

「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」（<http://www.congre.co.jp/core-curriculum/result/result02.html>）（以下「コアカリ」という。）が存在する科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟実務、刑事訴訟実務、法曹倫理）は、いずれもシラバスの「授業の到達目標」の欄や授業に通じて、コアカリと同程度以上の内容及び水準の到達目標を設定している。また、コアカリが存在しない科目は、シラバスや授業を通じて到達目標を設定している。コアカリと各科目の内容との間の対応関係については、FD 会議において確認検証している。

【解釈指針 2-1-2-1】

《2019 年度 シラバス》

基準2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-3に係る状況)

当専攻の科目は、「法律基本科目群」、「法律実務基礎科目群」、「基礎法学・隣接科目群」、「展開・先端科目群」の4群にわたって表2のとおり開設されている。

【解釈指針2-1-3-6】

表2 当専攻開設科目 (平成31年度以降入学生用)

科目群	開設科目
法律基本科目群	<p>将来法曹として実務に共通して必要とされる以下の諸科目を配しており、「実定法基礎科目」と「実定法発展科目」とに分けられる。</p> <p>①実定法基礎科目 (「基礎ゼミⅠ」「基礎ゼミⅡ」「基礎ゼミⅢ」のみ選択科目、その他計38単位は全て必修科目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法Ⅰ-A、憲法Ⅰ-B、憲法Ⅱ、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ-1、民法Ⅳ-2、民法Ⅴ、民法Ⅵ、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、商法Ⅰ、商法Ⅱ (以上2単位) ・民事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅰ (以上3単位) ・基礎ゼミⅠ、基礎ゼミⅡ、基礎ゼミⅢ (以上1単位) <p>(「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」、「基礎ゼミⅢ」は平成29年度以降入学法学未修者のみ履修可)</p> <p>②実定法発展科目 (24単位全て必修科目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法Ⅲ、行政法Ⅲ、民法Ⅶ、刑法Ⅲ、商法Ⅲ、民事訴訟法Ⅱ (以上2単位) ・刑事訴訟法Ⅱ、憲法総合演習、行政法総合演習、民法総合演習、刑法総合演習Ⅰ、刑法総合演習Ⅱ、商法総合演習、民事訴訟法総合演習、刑事訴訟法総合演習 (以上1単位) ・民事法総合演習 (3単位)

【解釈指針2-1-3-1】

	<p>【解釈指針 2-1-3-2】</p> <p>【解釈指針 2-1-3-7】</p> <p>【解釈指針 2-1-3-8】</p> <p>【解釈指針 2-1-3-9】</p>
法律実務基礎科目群	<p>いずれも実務家教員が担当し、法実務への導入教育を行っている。</p> <p>①法務基礎科目（全て必修科目。計3単位） 法曹実務基礎（法情報処理を含む。）、法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱ（以上1単位）</p> <p>②法務展開科目 （ア）必修科目（計6単位） ・民事訴訟実務の基礎Ⅰ、刑事訴訟実務の基礎Ⅰ（以上2単位） ・要件事実論Ⅰ、要件事実論Ⅱ（以上1単位） （イ）選択必修科目（いずれか1科目以上履修） ・民事訴訟実務の基礎Ⅱ、刑事訴訟実務の基礎Ⅱ（以上1単位）</p> <p>③法務臨床科目（4科目以上履修） 民事模擬裁判、刑事模擬裁判、ロイヤリングⅠ、ロイヤリングⅡ、リーガルクリニック（以上1単位）</p> <p>【解釈指針 2-1-3-3】</p> <p>【解釈指針 2-1-3-8】</p>
基礎法学・隣接科目群	<p>以下の7つの選択必修科目（いずれも1単位）が開設されており、4科目以上を履修しなければならない。いずれも、社会科学としての法律学を学ぶうえで不可欠といえる広い視野の涵養と、人と社会の関係性等についての思索を深め、法に対する理解の視野を広げることを目的とする科目である。</p> <p>・法哲学、英米法、EU法、法史学、公共政策、立法学、刑事政策</p> <p>【解釈指針 2-1-3-4】</p>
展開・先端科目群	<p>応用的・先端的な法領域に関する科目（いずれも選択必修科目）が開設されている。これらの科目の多くを実務家教員が担当し、実務を意識した内容となっている。平成30年度以降入学生の場合このうち13単位以上を履修しなければならない。</p> <p>・知的財産法、倒産法、国際取引法、国際私法、経済法、租税法、労働法、環境法、国際公法（以上2単位）</p> <p>・地方自治、消費者法、英文法律文書作成、少年法、倒産法演習、経済法演習、労働法演習、知的財産法演習、国際私法演習、民事執行・保全法、金融法〔金融監督法・金融取引法〕、金融商品取引法、企業法務、自治体法務（以上1単位）</p> <p>・企業法学専攻提供の展開・先端科目 企業会計法、コーポレート・ファ</p>

	<p>イナンス、不正競争防止法、商標法（以上1単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲南大学法科大学院提供の展開・先端科目 登記実務、政策法務（以上1単位） ・金沢大学法科大学院提供の展開・先端科目 紛争とその法的解決Ⅰ（以上2単位） <p style="text-align: right;">【解釈指針2-1-3-5】</p> <p style="text-align: right;">【解釈指針2-1-3-7】</p> <p style="text-align: right;">【解釈指針2-1-3-9】</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《様式1：開設授業科目一覧》

《2019年度 シラバス》

基準2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2-1-4に係る状況)

法律基本科目は、平成29年度以降入学法学未修者を対象とした「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」、「基礎ゼミⅢ」（それぞれ1単位）を選択科目とした以外は、いずれも必修科目（計62単位）である。

法律実務基礎科目については、法律実務基礎科目群の法務基礎科目にある必修科目3単位はすべて履修、法律実務基礎科目群の法務展開科目にある必修科目6単位はすべて履修、法律実務基礎科目群の法務展開科目にある選択必修科目のうちから1単位以上を履修、法律実務基礎科目群の法務臨床科目にある選択必修科目のうちから4単位以上を履修すべきものとし、法律実務基礎科目群全体では計14単位以上を履修すべきものとしている。

基礎法学・隣接科目は、7つの選択必修科目（各1単位）中4単位以上を履修すべきものとされており、「刑事政策」と「EU法」を2年次対象としているほかは、いずれも1年次対象科目である。

展開・先端科目については、すべて選択必修科目として23科目（計32単位）（他専攻・他の法科大学院の提供科目7科目計8単位を除く）を開講しており、このうち計13単位以上を履修すべきものとしている。

各科目の配置年次については、基礎から応用、展開へという段階的なプロセスが確保されるよう配慮し、表3の方針に沿っている。

表3：年次ごとの科目配置方針

年次	科目配置方針
1年次	法律基本科目のうち実定法基礎科目を必修科目として集中的に配し、わが国の法制度の大枠を確実に理解させる。
2年次	各領域について、1年次で履修した科目の枠組みを超えた横断的・体系的理解を修得できるように演習系科目を配置するとともに、理論教育と実務教育の架橋の視点から、法務展開科目を必修科目とする。
3年次	3年間の学修の総まとめとして、総合演習系科目及び実務系科目を、それぞれ必修ないし選択必修科目として配置する。

まず1年次では、法律基本科目群のうち、行政法と商法を除く実定法基礎科目18科目の必修科目を開設し、わが国の現行実定法の基礎的部分を、有職社会人の法学未修者にとっても無理なく確実に理解できるよう配慮することとした。次に2年次（法学既修者1年次。以下同じ。）では、実定法の各領域について、それまで学修した基礎知識を応用できる能

力を養うため、演習科目（「憲法Ⅲ」、「民法Ⅶ」、「刑法Ⅲ」など）を必修科目として開設するとともに、そこで得た基礎知識と実務教育との間を架橋するため、法律実務基礎科目群の法務展開科目のうち4つの必修科目（「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論Ⅰ」、「要件事実論Ⅱ」）を開設している。さらに3年次では、それまでの学修の総まとめとして、総合演習系科目（「憲法総合演習」など）を必修科目として開設する一方、「法務臨床科目」を選択必修科目として開設している。また、2年次及び3年次（特に3年次）では、学生各自が目指す法曹モデルや各々の関心にしたがった発展学修ができるように、多様な展開・先端科目を開設している。同科目群では、学生各自のニーズ、将来像に合わせたカリキュラムが選択できるように、その全てを選択必修科目としている。

【解釈指針2-1-4-1】

《様式1：開設授業科目一覧》

《2019年度 シラバス》

《別添資料1-2：筑波大学大学院スタンダード（ビジネス科学研究科）》

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 「開設授業科目」》

《別添資料2-6：ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規》

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12単位 |

（基準2-1-5に係る状況）

1 公法系科目

公法系科目としては、平成31年度入学法学未修者の場合、「憲法Ⅰ-A〔人権〕」、「憲法Ⅰ-B〔人権〕」、「憲法Ⅱ〔統治〕」（以上、1年次・各2単位）、「行政法Ⅰ」、「行政法Ⅱ」、「憲法Ⅲ〔憲法訴訟〕」（以上、2年次・各2単位）、「行政法Ⅲ」（以上3年次・2単位）、「憲法総合演習」、「行政法総合演習」（以上、3年次・各1単位）の計16単位を必修科目として開設している。

2 民事系科目

民事系科目としては、平成31年度入学法学未修者の場合、「民法Ⅰ〔総則・物件総論〕」、「民法Ⅱ〔担保物権〕」、「民法Ⅲ〔債権総論〕」、「民法Ⅳ-1〔契約法〕」、「民法Ⅳ-2〔契約法〕」、「民法Ⅴ〔不法行為・不当利得法〕」、「民法Ⅵ〔家族法〕」（以上、1年次各2単位）、「民事訴訟法Ⅰ」（1年次・3単位）、「民法Ⅶ」、「商法Ⅰ〔企業組織法〕」、「商法Ⅱ〔企業法総論・企業活動法〕」、「商法Ⅲ」、「民事訴訟法Ⅱ」（以上、2年次・各2単位）、「民法総合演習」、「商法総合演習」、「民事訴訟法総合演習」（以上、3年次・各1単位）、「民事法総合演習」（3年次・3単位）の計33単位を必修科目として開設している。

3 刑事系科目

刑事系科目としては、平成31年度入学法学未修者の場合、「刑法Ⅰ〔総論〕」、「刑法Ⅱ〔各論〕」（以上、1年次・各2単位）、「刑事訴訟法Ⅰ」（1年次・3単位）、「刑法Ⅲ」（2年次・2単位）、「刑事訴訟法Ⅱ」（2年次・1単位）、「刑法総合演習Ⅰ」、「刑法総合演習Ⅱ」、「刑事訴訟法総合演習」（以上、3年次・各1単位）の計13単位を必修科目として開設している。

以上、法律基本科目の必修科目として、標準単位の8単位増の計62単位を開設しており、必修総単位数の上限について、基準を満たしている。

【解釈指針2-1-5-1】

【解釈指針 2-1-5-2】

《様式1：開設授業科目一覧》

《2019年度 シラバス》

《別添資料2-1：筑波大学大学院学則 第5条の3第1項》

《別添資料2-2：筑波大学大学院長期履修学生に関する法人細則》

《別添資料1-3：ビジネス科学研究科の教育に関する細則 第10条》

《別添資料2-3：ビジネス科学研究科法曹専攻における長期履修に関する取扱いについて》

《別添資料2-4：長期履修制度の御案内（ウェブサイト）》

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 2019年度12頁「4長期履修制度」、51頁～「2019年度時間割」》

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

1 必修科目

法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする必修科目としては、「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」の2科目(それぞれ2年次・各1単位)を開設している。前者は弁護士が担当して、弁護士の立場からの職業倫理を、後者は派遣裁判官及び派遣検察官が担当して、裁判官・検察官固有の職業倫理を講じている。

【解釈指針2-1-6-2】

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする必修科目としては、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」(2年次・2単位)、「要件事実論Ⅰ」、「要件事実論Ⅱ」(それぞれ2年次・各1単位)の3科目4単位を開設している。

事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする必修科目としては、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」(2年次・2単位)を開設している。

2 法曹としての技能・責任等の修得に関する科目

平成25年度以降入学生に対しては、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」の計5科目(各1単位)のうち4科目(4単位)が選択必修とされている(「リーガルクリニック」が2年次から履修可能である以外、4科目とも3年次配当)。

「民事模擬裁判」では、訴状、答弁書、準備書面等の民事裁判実務に必要な基本的な文書を作成させ、文書作成の基本的な技能を修得させるとともにその他の裁判実務の技能を修得させている。また「刑事模擬裁判」では、起訴状、証明予定事実記載書面、論告、弁論、判決の骨子などの文書を作成させるなどしている。

ローヤリング及びクリニックに関する選択必修科目としては、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」の3科目(各1単位)を開設している。「ロイヤリングⅠ」では、刑事事件の模擬接見を通して刑事弁護人としての基本的な思考方法と技能を修得させ、「ロイヤリングⅡ」では、民事事件の相談から紛争解決手続の選択に至るまでの代理人弁護士としての基本的な思考方法と技能を修得させている。「リーガルクリニック」では、学内に併設されている法律事務所又は学外の委託先法律事務所において、法律相談立会い、書面起案、法廷傍聴など実際の弁護士実務を実地に体験させることを通じ、学生に当事者の視点と紛争解決の動態を体得させるようにしている。

3 法情報調査・法文書作成に関する科目

必修科目である「法曹実務基礎」（法学未修1年次及び法学既修1年次・1単位）の中で、法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる回を設けている。このほか、入学式直後、同日に行われるオリエンテーションにおいても、ネット上のデータベースを利用したリーガル・リサーチの指導が行われている。

法文書作成に関する必修科目としては、「法曹実務基礎」の中で、法文書作成に必要な三段論法・起案の手法について講義をした上で具体的事案を題材に起案をする。また、「民事訴訟実務基礎Ⅰ」において、訴状・答弁書の起案をするとともに、「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」において、起訴状その他の法律文書を対象としている。

【解釈指針2-1-6-3】

4 実務家教員と研究者教員との間の協力

法律実務基礎科目の授業内容の確定及びその実施に当たっては、FD委員会の下部機関である民事系及び刑事系科目FD部会に、実務家教員と研究者教員の両者が参加し、連携に努めている。また各年度の春学期及び秋学期それぞれ行われる授業参観では、研究者教員が実務家教員の、実務家教員が研究者の授業を参観することを推奨している。

【解釈指針2-1-6-1】

《様式1：開設授業科目一覧》

《2019年度 シラバス》

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド》

《別添資料5-2：平成30年度FD委員会議事要旨》

《別添資料7-2：筑波大学法科大学院オリエンテーション関係資料》

基準 2-1-7

基準 2-1-3 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

基礎法学・隣接科目としては、「法哲学」、「英米法」、「EU 法」、「法史学」、「公共政策」、「立法学」、「刑事政策」の7科目(各1単位)から4科目4単位以上を履修すべきものとしている。いずれも、社会科学としての法律学を学ぶうえで不可欠といえる広い視野の涵養と、人と社会の関係性等についての思索を深め、法に対する理解の視野を広げることに寄与する内容を有する科目であり、専門職大学院にふさわしい専門的な教育内容となっている。

《様式 1 : 開設授業科目一覧》

《2019 年度シラバス》

《別添資料 2-5 : 2019・2018 年度履修ガイド 「開設授業科目」》

基準 2-1-8

基準 2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

展開・先端科目は、いずれも2年次または3年次に配当され、平成31年度入学生の場合、それらのうち13単位以上を履修すべきものとしている。平成31年度開講科目の具体的内訳は、「知的財産法」、「倒産法」、「国際取引法」、「国際私法」、「経済法」、「租税法」、「労働法」、「環境法」、「国際公法」(以上2単位)、「地方自治」、「消費者法」、「英文法律文書作成」、「少年法」、「倒産法演習」、「経済法演習」、「労働法演習」、「知的財産法演習」、「国際私法演習」、「民事執行・保全法」、「金融法〔金融監督法・金融取引法〕」、「金融商品取引法」、「企業法務」、「自治体法務」(以上1単位)、「企業会計法」、「コーポレート・ファイナンス」、「不正競争防止法」、「商標法」(企業法学専攻開講科目・各1単位)、「登記実務」、「政策法務」(甲南大学法科大学院提供科目・各1単位)、「紛争とその法的解決Ⅰ」(金沢大学法科大学院提供科目・2単位)である。これらの科目は、現代社会の多様かつ新たな法的ニーズに対応するとともに、応用的な法領域について基礎的理解を修得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことにより、実務との融合を図ることを目的としている。とりわけ、当専攻の基本理念である「社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成」という視点から、企業法務と密接に関連する科目を重点的に開設している(「知的財産法」、「倒産法」、「国際取引法」、「金融法〔金融監督法・金融取引法〕」、「金融商品取引法」、「企業法務」など)。また当専攻の学生の中には公務員も多いことから、コミュニティサービスに関連する分野の科目も開設している(「租税法」、「環境法」、「地方自治」など)。

【解釈指針 2-1-8-1】

《様式1：開設授業科目一覧》

《2019年度シラバス》

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 「開設授業科目」》

基準 2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

当専攻では、75分の授業を10(20)回にわたって受講し、それを含め計45(90)時間の学修を行うことをもって1(2)単位の認定を行っている。

本学では全学的に5週間の授業期間を1「モジュール」と呼んでいる。春学期はA、B、Cの3つのモジュールと夏季休業期間、秋学期は同じく3モジュールと春季休業期間で構成されている(表4を参照)。当専攻の場合、年度を春学期のAB2モジュール(試験期間を除く授業期間10週)、春Cモジュール(同じく5週)、夏季休業期間5週+秋Aモジュール(計10週)、秋学期のBC2モジュール(10週)の4つの授業期間に分割した上、2単位科目の場合、75分授業を1日につき2コマ連続(計150分)で行い、これを10週(計1,500分)行った上、さらに期末試験を実施することにより、90分授業15回(計1,350分)で2単位科目の平常授業を行う場合にほぼ相当する授業時間を確保している。

休講は、可能な限り避けることを原則としているが、やむを得ない場合については、必ず補講を実施することとし、上記学修時間を確保している。休講・補講は紙媒体で掲示を行うほか、電子掲示板でアップすることにより、学生の便宜に供している。

表4：当専攻の学年歴の概要

春学期		秋学期	
4月～5月	春Aモジュール	10月～11月	秋Aモジュール
5月～6月	春Bモジュール	11月～12月	秋Bモジュール
7月～8月	春Cモジュール	12月～1月	秋Cモジュール
8月～9月	夏季休業	2月～3月	春季休業

注：1モジュールは5週

《様式1：開設授業科目一覧》

《2019年度 シラバス》

《別添資料2-1：筑波大学大学院学則 第33条》

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド》

《別添資料2-7：休講・補講に関する申合せ》

《別添資料2-8：休講・補講状況一覧(2018年度・2019年度)》

2 特長及び課題等

[特長]

- ・ 学修時間に制約のある有職社会人に対しても、無理の少ない形での修学の機会を提供するため、当専攻開設以来、長期履修制度を採用しており、さらに平成 26 年度以降は、在学 1 年未満の学生に対しても適用範囲を広げている。
- ・ 有職社会人に対する修学の機会を確保するため、平成 28 年度より、インターネットを通じて受講することで出張先等からでも授業に参加し、授業の出席が一定限度内で認められる制度を開始した。
- ・ 法曹実務教育を重視し、特に、実際のクライアントと接しながら、実践的に法曹としてのスキルと倫理を修得することができる、リーガルクリニックを重視するという視点から、その学修の基盤となる法律事務所が学内に併設されている。

[課題]

特になし。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

令和元年5月1日現在における当専攻の収容定員は108名であり(入学定員36名)、原級留置者及び休学者を含めて在籍者数は、1年次43名、2年次35名、3年次36名、計114名である。再履修者、科目等履修生、さらに当専攻としては平成29年度より開始したICTによる他大学法科大学院との間の単位互換授業の際は、本学教室のみならず相手校教室の履修者(本学身分としては「特別聴講学生」)人数を含めて、すべての授業科目について、同時に授業を履修している学生は50名未満であり、少人数教育が徹底されている。必修科目について、この少人数制は堅持されており、また必修科目以外の科目については履修申請者が50名を超えた場合は、適正な授業規模の維持を目的として抽選を行うことを学生に事前周知しているが《別添資料2-5:2019・2018年度履修ガイド 2019年度8頁注2)》、平成27年度以降これまでのところ、実際に抽選が実施されたことはない。また、他大学法科大学院から単位互換科目を履修する特別聴講学生数についても、当専攻が「授業に支障のない範囲で」決定する旨、単位互換協定に明記されている(「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻と甲南大学大学院法学研究科法務専攻との連携に関する協定書 第4項」及び「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻と金沢大学大学院法務研究科法務専攻との連携に関する単位互換協定書 第6条」)。これにより、各科目の教育目的に即した双方向・多方向の密度の高い教育の実施が担保できる適正な規模が、すべての授業科目について維持されている。

【解釈指針3-1-1-1】

【解釈指針3-1-1-2】

なお、当研究科の企業法学専攻の学生については、基礎ゼミⅠ～Ⅲ並びに「基礎隣接科目群」及び「展開先端科目群」に属する科目、本学の他の教育組織の学生については、「展開・先端科目群」に属する科目のうち当専攻の専任教員が担当する科目についてのみ、当該科目担当教員の承諾及び教員会議の許可を予め得た場合に限り履修を認めることとしている。さらに科目等履修生の受け入れについては、少人数教育の実施を担保するために、科目当たりの履修者数を適正な規模に留める配慮をして運用されている。

表1：年度ごとの履修登録人数最多科目及び同科目の履修登録者数

年度	履修登録者最多科目（履修者数）
平成27年度	刑法Ⅲ（39）
平成28年度	商法Ⅲ（35）
平成29年度	商法Ⅲ（38）
平成30年度	商法Ⅲ（34）
令和元年度（5月現在）	法曹実務基礎（34）

【解釈指針3-1-1-3】

《様式1：開設授業科目一覧》

《別添資料2-1：筑波大学大学院学則》

《別添資料2-5：2019年・2018年度履修ガイド 2019年度8、11頁》

《別添資料3-3：筑波大学科目等履修生細則》

《別添資料3-4：科目等履修生受入れ公開情報》

《別添資料3-5：2019年度における企業法学専攻と法曹専攻との単位互換の取扱》

《別添資料4-4：金沢大学単位互換協定書、甲南大学単位互換協定書》

《別添資料4-5：入学前等既修得単位の取扱いに関する内規》

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

当専攻では、「基準3-1-1に係る状況」にて述べたとおり、過去5か年度において、法律基本科目群に属する各科目とも（研究科の企業法学専攻の学生が履修することができる基礎ゼミⅠ～Ⅲは、純粹未修者を想定した選択科目であるという特性から、当専攻の法学未修1年次生の一部が履修するにとどまるため、当研究科の企業法学専攻の学生の履修を認めても）、履修登録者数が50人を超過したことはなく、また、各年度における入試合格者数の決定に当たっては、こうした状況に大きな変化を生じさせることのないよう十分配慮している。

【解釈指針3-1-2-1】

《様式1：開設授業科目一覧》

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

1 総説

当専攻では、第2章に前述したような教育課程及び教育内容に従って、学生が法曹として必要とされる法知識の修得にとどまらず、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を涵養するために、授業の方法についても様々な工夫をしている。具体例を挙げれば、次のとおりである。

a) 法律基本科目について

原則として各回の授業の1週間前までにレジュメ及び参考資料を配付し、予習の効率を高める工夫をしている。特に実定法基礎科目においては、純粹未修者と相当の実力がある実質的な既修者とが履修者の中に混在しているため、両方のニーズに応えられる内容のレジュメを作ることに留意している。毎年、レジュメ及び参考資料の内容を見直し、最新の内容を組み入れるよう努めている。また、学生から寄せられた要望をできる限り授業に反映するように努めている。例えば、レジュメの早期配付（紙媒体に加えて、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページからのダウンロード配付）に努め、必要に応じて判例等の添付も行っている。こうした工夫を通じて、限られた時間の中で密度の濃い、体系的な授業の実施を確保して、専門的な法知識を確実に学生に定着させるよう努めている。

1年次に履修する基礎科目については、双方向的及び多方向的な討論も授業に取り入れてはいるが、当専攻の場合、有職社会人という学生の特性から、学修時間の確保を学生全員に同一レベルで要求することがきわめて困難であるという事情もあり、また未修者に対して効率よく、かつ、確実に必要な基礎知識を偏りなく定着させていくためにも、講義中心とならざるを得ない面がある。

もつとも、この点を補うために、授業録画システムを通じた復習や学習管理システム manaba への短答問題掲載をして予復習に役立てるほか、1年次では、中間での学びの成長度の確認として、小テストやレポートを課して、個々にフィードバックしたり、お互いの切磋琢磨のため、参考になる答案やレポートは全員に配付し、各自でのブラッシュアップにも活用してもらうなど、法的知識や思考力の徹底を図るとともに、双方向性を担保するよう各教員において創意工夫がなされている。2年次以降では、必修科目として配置した演習系科目及び総合系科目においては、事前に学生に予習課題を与え、事例を検討させたいうで、ケース・スタディ方式を取り入れたり、双方向・多方向討論に比重を置いた授業となるよう配慮している。

【解釈指針 3-2-1-1】

【解釈指針 3-2-1-2】

【解釈指針 3-2-1-3】

【解釈指針 3-2-1-4】

【解釈指針 3-2-1-5】

《様式 1：開設授業科目一覧》

《2019 年度シラバス》

《別添資料 2-5：2019・2018 年度履修ガイド 「開設授業科目」》

b) 実務系科目について

民事系科目では、実務における具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論で理解させている。また、事例に的確に対応する能力を涵養するためには、自分の考えを文章に簡潔、的確かつ説得的に表現することが重要であることにかんがみ、テーマを与えて自宅起案をさせ、これについての添削指導をしたり、授業時間を使って即日起案をさせ、これについての講評を踏まえた講義、討論を行ったりするなどの工夫をしている。同様に刑事系科目でも、実務での具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論で理解させている（「刑事訴訟実務の基礎 I」）。また、「刑事模擬裁判」では、刑事訴訟記録を使用して、模擬裁判を行っている。

【解釈指針 3-2-1-1】

【解釈指針 3-2-1-2】

【解釈指針 3-2-1-3】

【解釈指針 3-2-1-4】

【解釈指針 3-2-1-5】

時間的制約の大きい有職社会人学生に対しても実務に触れる機会を確保するため、当専攻の教室と同じフロアに法律事務所が併設されており、「リーガルクリニック」（2・3年次対象選択必修科目）の拠点となっている。履修者は、年度当初に行われるガイダンスに出席する以外は、担当教員との協議の上で、各自の履修目標に従い、「日程管理システム」を通じ指導弁護士の日程（法律相談、打合せ、弁論期日等）を確認し、自己の職務上の日程との調整を図りながら研修を行うというフレックスタイム制を

採用している。これにより、時間的制約の大きい有職社会人学生にも実務に触れる機会を確保している。学生には、ガイダンス（2時限分）において、担当の実務家教員から事前指導・法曹倫理に関する指導を行うとともに、必修である「法曹倫理Ⅰ」（法学未修2年次、法学既修1年次）を受講したうえで参加させることとし、参加にあたり関連法令の遵守と守秘義務等に関する指導をして、誓約書を提出させている。なお、学生は研修先から報酬は受け取らないこととなっている。「リーガルクリニック」の授業に、外部の法律（弁護士）事務所における研修をとり入れているが、この研修担当には、当専攻の実務家教員があたり、専任教員が研修先の実務指導及び成績評価に責任をもつ体制がとられている。

【解釈指針3-2-1-6】

《様式1：開設授業科目一覧》

《2019年度シラバス》

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 「開設授業科目」》

《別添資料3-1：リーガルクリニック実施要綱・実施要領・事前のガイダンス資料・誓約書等》

c) ICTの導入

有職社会人に対象を特化した当専攻では、彼らがかかえる場所的・時間的障害を解消するため、ICT（情報通信技術）を導入している。これには、モバイル方式とサテライト方式の2種類がある。前者は、一定回数に限り、出張先のホテル等遠隔地からも、携帯端末を通じ、教室で行われている授業に同時参加できる仕組みを提供するものであり、後者は、テレビ会議システムを通じ、当専攻の教室と他法科大学院の教室との間を結んで、1校で行われている授業を他校に遠隔送信するもので、働きながら法曹を目指す当専攻学生に、物理的移動を強いることなく他法科大学院の特色ある多様な科目を受講できる機会を提供できる。両方式とも同時性及び双方向・多方向性を確保しつつ実施している。遠隔参加者が大学にいない状態で実施されるモバイル方式の場合、利用回数を制限し、一定回数の教室での出席を義務付けることで、担当教員及び他の履修者との face to face の対話の機会を確保している上、遠隔地からも電子メールを通じ授業担当教員との通信を可能としている。またサテライト方式では、授業後すぐに通信を切ることなく、受信（サテライト）校側の受講者が送信校にいる教員に質問する機会を十分確保している。

【解釈指針3-2-1-3】

【解釈指針3-2-1-4】

2 到達目標及び授業計画等の周知及び授業時間外の学習充実措置

1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、各年度冒頭に学生に、筑波大学の全学システム「KdB」（<https://kdb.tsukuba.ac.jp/>）から提供されるシラバスを通じて、あらかじめ周知されている。コアカリが存在する科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟実務、刑事訴訟実務、法曹倫理）は、いずれもシラバスの「授業の到達目

標」の欄や授業を通じて、コアカリと同程度以上の内容及び水準の到達目標を設定している。また、コアカリが存在しない科目は、シラバスや授業を通じて到達目標を設定している。各授業科目についてはそれぞれシラバスにおいて到達目標が設定され、KdB において公開されている。

さらに各回の授業に先立ち、レジュメ及び参考資料等を配付し、予習の効率を高める工夫をしている。さらに紙媒体の資料配付に加えて、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページを通じ、学外からも、いつでも授業関係資料を取得できるようにしている。この学内者専用ページは、担当教員による指示内容を掲示できる仕様となっており、関係資料の添付・掲載と併せて、予習、復習に関する留意事項（予習すべき教科書、参考書の該当ページの指示等）を学生に周知できるようにしている。また学生は、TKC 社システムや LLI を通じ、判例等の法律文献資料へのアクセスが可能である。

当専攻では、授業録画システムにより、学外のパソコン（Windows 仕様）上からいつでも録画授業を視聴することができるほか、チューターゼミ、基礎力自己測定プログラム、法学基礎力充実プログラム、学生カルテによる教員による面談の措置を講じている（詳細は第7章）。

また、当専攻では、自習室や図書館の施設を備えている（詳細は第10章）。

【解釈指針 3-2-1-7】。

《2019年度 シラバス》

《別添資料 3-2：法科大学院学内向け情報サイト》

《別添資料 3-6：来年度シラバス作成のお願い》

《別添資料 7-3：ビジネス科学研究科法曹専攻チューター制度実施要領》

3 集中講義の実施状況

平成30年度から、民事模擬裁判と刑事模擬裁判（各1単位）は、模擬裁判の性質や教育効果から、1週間の集中講義としたが、その間本学の他の授業科目は開設せず、前年度1月中に次年度学年暦を公開して集中講義の日程を告知するとともに、2週間以上前に記録教材を配付して事前学習に必要な時間を確保し、模擬裁判を通して得たレポート等の提出を実施するなど実施時期、時間割、レポート等の提出時期について配慮している。

【解釈指針 3-2-1-8】

《別添資料 2-5：2019・2018年度履修ガイド 「開設授業科目」、「学年暦」》

《別添資料 3-7：模擬裁判実施要領》

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

(1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

(2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

履修登録する単位数の上限は以下のとおりとしている。

- ① 長期履修学生でない者：各年次とも36単位（ただし最終年次に限り44単位）
- ② 長期履修学生：各年次とも27単位（ただし最終年次に限り33単位）

この上限単位数には、再履修科目単位数及び本学大学院学則第38条第1項に基づいて他の大学院で修得した単位を本学の単位として認定した場合を含む。

【解釈指針3-3-1-1】

【解釈指針3-3-1-2】

【解釈指針3-3-1-3】

【解釈指針3-3-1-4】

【解釈指針3-3-1-5】

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 2019年度7頁》

《別添資料2-1：筑波大学大学院学則 第5条の3第1項》

《別添資料2-2：筑波大学大学院長期履修学生に関する法人細則》

《別添資料1-3：ビジネス科学研究科の教育に関する細則 第7条第3項》

《別添資料2-3：ビジネス科学研究科法曹専攻における長期履修に関する取扱いについて》

《別添資料2-4：長期履修制度の御案内（ウェブサイト）》

2 特長及び課題等

[特長]

- 時間的・職業的制約の大きい夜間・社会人学生が実務に触れる機会を確保するために、法科大学院の施設に法律事務所を併設して、ウェブサイト上で利用可能な「日程管理システム」を活用して、フレックスタイム制の「リーガルクリニック」（2年／3年次配当）を実施している。
- 純粹未修者の復習や欠席者、遅刻者の補充学習のため、録画された講義をストリーミング配信し、学生が自宅等のパソコン（Windows 仕様）から当専攻ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、任意にこれを視聴できるよう試みている。
- 有職社会人学生がかかえる場所的・時間的障害を解消するため、ICT（情報通信技術）を導入しており、その場合においても同時性及び双方向・多方向性を確保している。

[課題]

- 特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1 客観的かつ厳正な成績評価の設定

成績評価の基準については、表1のとおり客観的かつ厳正な設定がされている。

表1：成績評価基準

評語	対象者	素点	Grade Point
A+	特に優秀と認められる者	90点以上 (成績素点90点以上の者が10%を超える場合には10%を目処とする)	4
A	優秀と認められる者	80点以上 (成績素点80点以上の者が30%を超える場合にはA+対象者を含め30%を目処とする)	3
B	良好な水準に達していると認められる者	70点以上 80点未満	2
C	一応の水準に達していると認められる者	60点以上 70点未満	1

D	不合格	60 点未満	0
---	-----	--------	---

なお、必修科目以外の科目については、相当な理由がある場合には教務委員会及び専攻教育会議の承認を得て「A+」及び「A」の割合を変更することができるが、できる限り上記の趣旨を尊重するものとされ、大きな逸脱を認めないこととしている。このように厳格な成績評価に努めている。

上記成績評価の規準については、当該年度開始前に、教務委員会において各科目のシラバスにおける成績評価方法を点検するとともに、専任教員に限らず非常勤講師に対して、授業開始前に、成績評価基準に従った成績評価を実施することを依頼し、成績評価依頼をするに際してチェックシートを配付して、具体的な採点基準を含めた資料を添えて提出を求めて成績評価に遺漏なきようにするほか、返却された答案等については、成績公開前に、教務委員会が成績評価の基準に従った成績評価が行われているかどうかを検証している。これらのことを通して、教員間において成績評価の尺度の設定に関する認識を共有している。

【解釈指針4-1-1-1】 【4-1-1-2】

2 学生への周知

上記成績評価の基準は学生に周知されている。

上記は、2019年度履修ガイド23頁に明記されており、その周知は徹底されている。

また、各授業科目についての評価基準（採点基準）については、適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映するべく、平常点と学期末試験の具体的内容（配点割合）が決定されて評価することとされている。平常点は、単なる出席点ではなく、授業における質疑応答の内容、小テスト、レポート等により評価することになっている。

以上の成績評価の基準に関する学生への周知については、シラバスを通じて、事前に評価方法が明示されているほか、配付文書を通じて事前に行うとともに、各講義の初回時等にも口頭で説明を実施するなど、その徹底を図っている。

【解釈指針4-1-1-2】

《2019年度 シラバス》

《別添資料2-1：筑波大学大学院学則 第36条》

《別添資料4-1：ビジネス科学研究科における成績評価基準 第5条、第6条第2項》

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 2019年度23頁》

《別添資料4-2：平成30年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻成績評価分布表》

《別添資料4-3：教務関係のお願い等》

3 厳格な成績評価基準のための担保措置

当専攻では、上記の成績評価の基準に従った成績評価が行われることを確保するために、以下のような措置を講じている。

① 学生に対する成績評価結果の告知と成績照会制度

成績評価の告知については、一定の書式に基づく具体的な「採点基準」「採点講評」及び「成績分布表」が開示されるほか、学生の答案（担当教員が可と回答した場合は採点済み答案）写しが返却され、成績評価の結果が学生に告知されている。

成績評価に対して説明を希望する学生に対しては、成績照会制度による対応を行っている。成績照会を希望する学生は、社会人大学院等支援室で配付される「試験の採点結果に関する照会申請書」を所定の申請期間内に提出することによって、授業担当教員に対して成績評価の内容について説明を求めることができる。さらに、この照会に基づく授業担当教員の回答後も、なお成績評価に対して不服があるときは、当該回答受領後1週間以内に所定の書面をもって不服の申し出をすることができる。当該不服の申し出に対しては、複数の専任教員による授業担当教員及び申出人からのヒアリングの上、法曹専攻教育会議（以下「専攻教育会議」という。）で協議し、然るべき回答を当該学生に対して行うこととなっている。なお、成績照会制度については、配付文書を通じて、学生への周知に努めている。

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 2019年度23頁》

成績評価の通知と併せて、必要な関連情報の提供をするために、学生が専攻事務室において「成績分布表」を閲覧できるようにしている。また、期末試験終了後、専任教員の担当する講義系科目については、採点基準及び採点講評を学生に対して公表・配付する等の工夫を行っている。

【解釈指針4-1-1-3】

② 成績評価の検証と成績データの共有

上記の「成績分布表」は、各教員も自由に閲覧可能であり、担当者間のもとより、関係科目間においても、FD委員会の場を通じて回覧を行うなど、採点分布に関するデータが担当教員間で共有されている。また、FD委員会における討議の基礎資料として活用するなど、データ共有化の実効性を図っている。

【解釈指針4-1-1-4】

《別添資料4-2：平成30年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻成績評価分布表》

4 期末試験の実施方法に対する配慮

① 期末試験の受験資格

期末試験の受験資格（又は期末レポートの提出資格）として、当該科目の授業回数のうち、3分の2以上の出席が必要である。なお、授業を「(1)病気により欠席した場合」、「(2)忌引き（3親等以内）により欠席した場合」又は「(3)やむを得ない事由により欠席した場合（授業担当教員が相当と認めて教員会議に申し出があり、教員会議で相当と認めた場合に限る。）」については、授業に代替する相当な措置（当該欠席授業時間の履修に相当する内容のレポート提出を原則とする。）により、出席とみなす措置

を講じている。ただし、この場合であっても、授業回数の6割以上の現実の出席を必要としている。

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 2019年度16～17頁》

② 筆記試験における持込

筆記試験における持込は、判例付きでない六法以外認めていない。

③ 筆記試験採点時の匿名性

平成21年度の期末試験から、答案用紙に改良を加えて、採点時に答案用紙の学籍番号・氏名欄を覆い隠した形で採点を行っている。これにより、採点時の匿名性が確保されることになり、採点者の恣意等を排した成績評価の客観性をより高めることにつながっている。

5 再試験・追試験

期末試験については、追試験と再試験の制度が設けられている。追試験の受験資格は、期末試験を「(1)病気により欠席した場合」、「(2)忌引き(3親等以内)により欠席した場合」又は「(3)授業担当教員が相当と認めて教員会議に申し出があり、教員会議で追試験を認めるのが相当と判断した場合」である(ただし、(3)は(1)(2)以外のやむを得ない事由により例外的に認める場合であり、特段の事情のない限り出席状況等の平常の受講態度がきわめて良好であること(授業回数の8割以上の出席を要する。)が条件となる。)。これらの要件の充足を厳格に確認するために、追試験願の提出にあたっては、医師による診断書等、やむを得ない事由の根拠となる添付書類の提出を求めている。

再試験の受験資格は、所定の必修科目(再試験実施科目)において、期末試験受験資格を有していた学生が成績評価で「D」の評定を受けた場合で、かつ期末試験及び平常点等の総合点において40点以上60点未満の場合である。40点以上と限定を付しているのは、再試験を受験できる資格を厳格に設定したものである。

追試験、再試験のいずれについても、その実施方法は該当科目の期末試験に準ずることを原則とする。また、通常の期末試験受験者との間に不公平を生じさせないために、期末試験と同一または類似の問題の出題はしないことを徹底している。追試験の成績評価は通常の期末試験と同様の基準で行っている。再試験の成績評価は、シラバス記載の成績評価方法によらず、再試験の素点のみを評価対象として、合格(「C」)又は不合格(「D」)のいずれかのみとしている。いずれの試験においても、客観的かつ厳正な成績評価を確保するため、学習成果が所定の水準に達しているか厳正に判断しており、そのために授業の開始前、成績評価提出時に非常勤講師に依頼を徹底している。

なお、再試験の再試験、追試験の再試験、追試験の追試験及び再試験の追試験は実施していない。

【解釈指針4-1-1-5】

【解釈指針4-1-1-6】

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 2019年度19～22頁》

《別添資料4-3：教務関係のお願い等》

6 筆記試験の実施について

法務臨床科目である民事模擬裁判、刑事模擬裁判及びリーガルクリニック、並びに純粹未修者対象の導入教育科目である基礎ゼミⅠ～Ⅲを除く科目の期末試験は筆記試験により実施されている。また、成績評価に当たり、平常点の評価を行う場合には、出席点のみで評価をすることなく、個々の学生の能力及び資質を適正に評価しており、これを担保するため、成績評価に際しては「授業中の発言状況に対する評価を記載した用紙の写し」を提出させている。また、成績評価の中で期末試験以外の対象〔平常点、授業途中の小テスト・レポート等〕の占める割合が合計3割以上の場合には、①授業途中の小テスト・レポート等の問題、②答案・レポート等提出物、③評価基準を提出させている。

【解釈指針4-1-1-7】

《2019年度 シラバス》

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

当専攻は進級制を採用し、以下の進級要件を満たさなければ進級できないこととしている。また、こうした進級制の内容については、配付文書等を通じて、学生に十分に周知されている。

なお、原級留置となった場合の再履修科目については、各学年における達成度を確保するために、前年度に成績評価が「D」であった科目を履修すること、及び「C」であった科目を再履修することに制限している。

【進級要件】

1 所要単位数 (平成26年度以降入学者。なお《》内は長期履修学生の場合。)	①法学未修者	1年次	履修年次を1年次とする必修科目 31単位中 20《17》単位以上修得
		2年次	履修年次を2年次とする必修科目 27単位中 17《11》単位以上修得
	②法学既修者	履修年次を法学既修者1年次とする必修科目 28単位中 17《11》単位以上修得	
2 GPA	各年次における履修登録単位数のそれぞれについて、A+評価につき4点、A評価につき3点、B評価につき2点、C評価につき1点、D評価につき0点とし、進級には1単位当たりの平均成績値（GPA）が1.50以上であることを要する。		
3 共通到達度確認試験	2019年度以降入学法学未修者1年次生（入学時から長期履修学生であった者を除く。）は、1年次の年度末に必ず共通到達度確認試験を受験し、60%以上の正答率を得ること、60%以上の正答率を得られなかった科目がある場合または本試験の全部または一部科目を欠席した場合は、manabaに登載された同試験の該当科目を受験し80%以上の正答率を得ることを要する。		

履修登録した授業科目は、途中で履修放棄した科目も含め、すべてGPAの計算に入れることとしている。

なお、科目の性質上、「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」、「基礎ゼミⅢ」及び「法曹実務基礎」（これらに加え、平成24年度以前の入学者については「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」「リーガルクリニック」）については、合格（P評価）・不合格（F評価）の評価基準を用いているため、GPAの計算には含ませていない。

【解釈指針4-1-2-1】

【解釈指針4-1-2-2】

【解釈指針4-1-2-3】

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 2019年度4～6頁》

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属

する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位数を、31単位以上修得していること（なお、(2)においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

(基準4-2-1に係る状況)

1 修得したものとみなすことのできる単位数

① 在学中に他大学院等において修得した単位の取扱い

大学院学則第38条第5項及び「入学前等既修得単位の取扱いに関する内規」第1条第3項の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、他の大学院での授業科目の履修を許可した学生が、当該大学院で履修した科目について修得した単位数を、専攻教育会議及び研究科運営委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、当専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（ただし、必修科目は単位認定の対象としない）。

《別添資料2-1：筑波大学大学院学則 第38条第5項》

《別添資料4-5：入学前等既修得単位の取扱いに関する内規 第1条第3項》

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 2019年度10頁》

《別添資料4-4：金沢大学単位互換協定書、甲南大学単位互換協定書》

② 入学前において他大学院等において修得した単位の取扱い

大学院学則第39条及び「入学前等既修得単位の取扱いに関する内規」第1条第3項の規定に基づき、当専攻入学前に他の大学院等において授業科目を履修し修得した単位については、専攻教育会議及び研究科運営委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、当専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（ただし、必修科目は単位認定の対象としない）。

《別添資料2-1：筑波大学大学院学則 第39条》

《別添資料4-5：入学前等既修得単位の取扱いに関する内規 第1条第3項》

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 2019年度9頁》

③ 法学既修者の取扱い

当専攻では、平成 25 年度（平成 26 年度入学生対象）に（法学既修者認定試験）を実施し、平成 26 年度（平成 27 年度入学生対象）以降は法学既修者コース試験を実施している。法学既修者については、1 年次配当の実定法基礎科目 30 単位分を一括して単位認定を行っている。法学既修者には上記①②の認定を行わない。

【解釈指針 4-2-1-1】

《別添資料 2-1：筑波大学大学院学則 第 44 条の 4 第 1 項》

《別添資料 2-5：2019・2018 年度履修ガイド 2019 年度 9 頁》

2 修了要件

平成 26 年度以降入学生の場合、修了所要総単位数は 93 単位であり、その内訳は表 2 のとおりである。

《別添資料 2-5：2019・2018 年度履修ガイド 2019 年度 1～2 頁》

表 2：開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

		開設授業科目								修了 所要 単位数
		必修科目		選択必修 科目		選択科目		合計		
		科目 数	単 位 数	科目 数	単 位 数	科目 数	単 位 数	科目 数	単 位 数	
法律 基本 科目	公法系科目	9	16					9	16	16
	民事系科目	17	33					17	33	33
	刑事系科目	8	13					8	13	13
	その他					3	3	3	3	0
法律実務基礎科目		7	9	7	7			14	16	14
基礎法学・隣接科目				7	7			7	7	4
展開・先端科目（他 専攻・他法科大学院 の科目を除く）				23	32			23	32	13
合計		41	71	37	46	3	3	81	120	93

さらに修了要件として、3 年次履修科目の GPA が 1.5 以上であることを要求している。

【解釈指針4-2-1-2】

なお、当専攻では、十分な実務経験を有する者に対する代替科目の履修は認めていない。

【解釈指針4-2-1-3】

【解釈指針4-2-1-4】

【解釈指針4-2-1-5】

基準4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

平成31年度入学生の修了の認定に必要な修得単位数は、93単位であり、基準を充たしている。

《別添資料2-1：筑波大学大学院学則 第43条の3》

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

1 法律科目試験の実施

当専攻における入学候補者選抜は、法学未修者コースと法学既修者コースに分かれており、法学既修者コースの試験内容は、公法、民事法、刑事法の各分野について、専門知識を前提とした問題分析力、思考力、論述能力をみるもので、試験時間は、民事法（民法・民事訴訟法）10時00分～12時00分（120分）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）13時00分～14時30分（90分）、公法（憲法）15時00分～16時00分（60分）、出題範囲は、憲法、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法は全範囲、刑法は刑法総論・各論の全範囲（特別刑法を除く。）、出題形式は論述式、参照は当専攻が準備する判例付きではない「ポケット六法」（有斐閣）、いずれか1つの科目でも、当専攻の設定する最低基準点に満たない場合（得点が配点の20%未満となった場合）には、合計得点に関係なく不合格となるとしている。

なお、当専攻では入学者に占める自校（筑波大学）の学群（学士課程）出身の新卒者は基本的にはいないため、優先枠を設ける等の特別措置はとっておらず、出題及び採点において、公平が保たれている。また、法学既修者としての認定を行うにあたって、外部の機関が実施する法律科目試験の結果は考慮していない。

【解釈指針4-3-1-1】

【解釈指針4-3-1-2】

【解釈指針4-3-1-5】

【解釈指針4-3-1-6】

2 履修免除及び在学期間の短縮

法学既修者としての認定により修得したものとみなされる法律基本科目は、「憲法Ⅰ-A（人権）」、「憲法Ⅰ-B（人権）」、「憲法Ⅱ（統治）」、「民法Ⅰ（総則・物権総論）」、「民法Ⅱ（担保物権）」、「民法Ⅲ（債権総論）」、「民法Ⅳ-1（契約法）」、「民法Ⅳ-2（契約法）」、「民法Ⅴ（不法行為・不当利得法）」、「民法Ⅵ（家族法）」、「民事訴訟法Ⅰ」、「刑法Ⅰ（総論）」、「刑法Ⅱ（各論）」、「刑事訴訟法Ⅰ」（計30単位）である。これらは、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られている。この認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。これにより、1年間の在学期間の短縮を認めている。

なお、当専攻ではこれまで飛び入学を認めていない。

【解釈指針4-3-1-3】

【解釈指針4-3-1-4】

【解釈指針4-3-1-7】

《別添資料2-1：筑波大学大学院学則 第44条の2、第44条の4第1項》

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド》

《別添資料4-6：平成31年度「法学既修者コース」入学試験問題》

2 特長及び課題等

[特長]

- 成績評価について説明を希望する学生に対しては成績照会制度を設け、さらに不服の申し出手段までを具備することによって、十分な配慮を行っている。
- GPA を進級要件だけでなく、修了要件にも適用することによって、厳正な修了認定を担保している。
- 再試験は、その受験資格に、シラバス記載の成績評価方法を基準として40点以上という制限を新設するなどして、一層、厳格な運用をしている。

[課題]

- 該当なし。

第5章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1 総説

当専攻においては、教育内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を図るための組織的・継続的取組の1つとして、専任教員全員を構成員とするFD委員会を設置している。FD委員会の機関としてFD企画運営委員会（令和元年度の委員長は松家元教授、委員は直井義典准教授）を設置し、その運営方針に従って、FD企画運営委員長を議長としてFD委員会が月例開催されている。また、FD活動の実効性を高めるために、FD委員会内に公法系科目部会、民事系科目部会、刑事系科目部会及び実務系科目部会の4部会を設け、適宜各部会を開催している。FD委員会における教育内容等改善の実効性を高めるため、議題に応じて、授業に係る非常勤講師、チューター等にも出席を依頼し、教育内容の質的向上を図るように努めている。

FD委員会による、これまでの主な取組としては、以下が挙げられる。(1)授業評価アンケートの相互閲覧による問題意識の共有化と改善点に関する意見交換、(2)実定法基礎科目と実定法発展科目及び法律実務基礎科目の教育内容の有機的連関を高めることを目的とした使用教科書、授業対象項目等の共同討議（例えば、民法、民事訴訟法について、使用する教科書や演習書のすりあわせ等を行った）、(3)複数学期にまたがる授業に関する授業対象項目の配分等の共同討議、(4)正規授業との整合性等を図ることを目的としたチューターゼミの教育内容等に関する意見交換、(5)正規授業と自主ゼミの関係性についての意見交換、(6)カリキュラム全体の体系性・完結性等を図ることを目的とした非常勤講師等との教育内容及び教育方法に関する共同討議、(7)学生の十分な事前事後学習の時間等を確保することを目的とした、予習課題の分量及び時期等の科目間調整に関する共同討議、(8)退職教員担当科目の後任についての意見交換、(9)コアカリと実定法基礎科目ならびに一部の法務基礎科目・法務展開科目の授業との対応表の策定のための意見交換、(10)期末試験過去問の公開の検討。

また、授業時間外の学修支援手段であるチューターの活用を、より実効性の高いものとするために、チューターと専任教員とがともに参加するチューター会議を年1回開催している。

《別添資料5-1：平成31年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）の管理運営組織について》

《別添資料5-2：平成30年度FD委員会議事要旨》

2 改善のための措置

また、教育の内容及び方法の改善を図る一環として、次のような措置を実施している。

① 授業評価アンケートの活用

各科目授業の最終回、全科目につき学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を分析して教育の内容及び方法の改善に役立てている。学生による公正かつ正確な評価を得るため、学生による授業評価アンケートは教員による監視のない場所で記入し、かつ、無記名で提出できるよう配慮されている。アンケート用紙「授業評価調査票」には合計 14 の項目を設け、それぞれについて 4 段階の評価を記入可能にするとともに、自由記載欄も設け、学生による多様な意見をできるかぎり正確に反映するよう工夫している。回収されたアンケートは科目ごとに集計結果をまとめた一覧表が作成される。この一覧表は各担当教員に配付されており、このアンケートに対して各教員がそれぞれの教育内容及び教育方法の自己点検を実施し、その結果を教員所見としてまとめ、提出することが義務付けられている。各教員において個別に改善可能な点については迅速に対処している。さらに、アンケート集計結果及び教員所見は FD 委員会等で回覧資料とされ、教育内容及び教育方法の具体的改善に対する討議の基礎資料として活用されている。また、アンケート集計結果をまとめたファイルが専攻事務室に常置され、学生を含む学内者は、専攻事務室開室時間中はいつでも閲覧できる状態に置かれている。

なお最近 5 か年度の各科目配当年次別アンケート回収率は表 1 のとおりであり、比較的高率を維持しているといえることができる。

《別添資料 2 - 5 : 2019・2018 年度履修ガイド 2019 年度 26 頁》

《別添資料 5 - 3 : 授業評価調査票》

《別添資料 5 - 4 : 「授業評価アンケート」集計結果のお知らせ・教員所見作成のお願い》

表 1 : 授業アンケート年度別回収率

年度 (平成)	26	27	28	29	30
回収率	76.5%	93%	86%	88%	91.9%

また、表 2 のとおり、授業満足度のうち「大変満足」及び「まあ満足」、回収率とも毎年高いパーセンテージで経過しており、概ね良好な結果といえる。

表 2 : 授業アンケート「授業満足度」

満足度	大変満足	まあ満足	あまり満足できなかった	全く満足できなかった
平成 26 年度	42%	43%	7%	4%
平成 27 年度	30%	33%	7%	4%
平成 28 年度	45%	35%	4%	3%

平成 29 年度	42%	36%	5 %	1 %
平成 30 年度	41%	27%	3 %	2 %

② 授業参観

FD 活動の一環として、当専攻では、教員間での授業参観を行っている。これは、教育方法の研究開発とともに、研究者教員と実務家教員の相互理解の促進と、両者の緊密な連携を目的としている。

なお、授業参観の成果を、当専攻教員全体の教育内容及び教育方法の改善に確実につなげていくために、授業参観後、参観者は「参観報告書」を提出することとなっている。この報告書を FD 委員会等の討議の基礎資料として活用することなどを通じて、教育の質の改善に向けた取組を行うように努めている。

③ 意見箱

東京キャンパス文京校舎 3 階メールボックス室のレポート提出コーナーには、意見箱を設置し、授業方法の改善意見を含めた学生からの声を求めている。これについて、学生には 2019 年度履修ガイド及び掲示で周知している。投書された意見に対しては、改善の可否を含め、適切に対応している。

《別添資料 2 - 5 : 2019・2018 年度履修ガイド 2019 年度 29 頁》

3 研究者教員と実務家教員の補完的研修

実務家教員に対しては、学外の研修機関における研修課程にも進んで参加して、教育上の経験を確保することを求めている。また、実務家教員・研究者教員のいずれについても、日弁連主催の法科大学院に関するシンポジウムや、法科大学院協会主催の総会及びシンポジウムに等への積極的な参加を求めている。

教員相互の授業参観を活用する（実務家教員は研究者教員の授業を参観し、研究者教員は実務家教員の授業を参観する等）ことによって、実務家教員と研究者教員の教育方法の改善の機会をさらに充実させることを目指している。さらに、実務家教員と研究者教員が忌憚のない意見交換をすることにより、互いに、不足した経験や知見が確保できるような場として FD 委員会や部会を積極的に活用している。

4 協力校との間の遠隔共同 FD 会議

ICT（サテライト方式）を通じ単位互換を実施している甲南大学、金沢大学の各法科大学院との間で遠隔 FD 活動（遠隔授業参観及び遠隔 FD 会議）を開催している。具体的には、単位互換授業の際は、受信校にも毎回専任教員を配し、他大学の授業を遠隔参観する機会を設けている。また平成 30 年度は、金沢大学法科大学院との間で遠隔共同 FD 会議を開催し、その後行われた当専攻の刑事模擬裁判の授業を金沢大学法科大学院の教員に参観いただいた。また同法科大学院の教員は、平成 30 年度春学期授業参観期間に当専攻の授業を参観し、当専攻様式に従い報告書の提出を受けた。さらに単位互換授業の前後には、授業担当教員及びそれ以外の教員も交え、ICT を通じ、遠隔授業に際しての留意点等につき意見交換を実施している。

5 学外 FD 関係企画への出席

法科大学院認証評価機関である大学改革支援・学位授与機構や大学基準協会の説明会に、自己点検評価委員会の教員2名が出席した。平成28年2月の日本弁護士連合会主催の法科大学院教員研究交流集会全大会において、大石和彦教授が「法科大学院における未修者向けの効果的な授業方法について」の、また平成31年3月の法科大学院教員研究交流集会全体会において、森田憲右教授が「法学未修者教育の改善に向けて—効果的な教育手法」のパネリストとして、それぞれ報告し、参加者との間で意見交換を行った。大塚章男教授は、平成29年6月に開催された日本大学大学院法務研究科FD研修会にて「13年目の夜間法科大学院の現状と課題」と題して講演を行った上、夜間部を開講する日本大学法科大学院スタッフと意見交換を行った。大石和彦教授は、平成28年3月に実施された、島根大学山陰実務教育研究センター主催（文部科学省後援）のシンポジウム「地方創生を担う法律系人材育成の始動」の【第1部】報告テーマ1「ICTの活用による地方からの法曹養成の可能性と道筋」において報告し、参加者との間で意見交換を行った。さらに同教授は、平成28年12月開催の中央大学法科大学院FD研究集会に招かれ、当専攻におけるICT活用の取組について報告を行った上、中央大学法科大学院の教員と意見交換した（同報告は、大石和彦「筑波大学法科大学院におけるICT活用の取組について（法科大学院教育におけるICTを活用した授業の導入に向けた取組（4）—ICTを活用した授業に関するFD研究集会の開催—ICTを活用した授業をテーマにした平成28年度FD研究集会〈その2〉）中央ロー・ジャーナル14巻1号（2017年6月）172頁以下に収録されている。））。

6 正課カリキュラムの編成上の工夫

平成30年度のFD企画運営委員会及び各部会において、コアカリ対象科目については、各科目の授業内容とコアカリの各項目との対応関係をシラバスに明記するよう徹底し、コアカリ対象科目以外については、シラバスに到達目標を明記することを徹底した。

【解釈指針5-1-1-1】

【解釈指針5-1-1-2】

【解釈指針5-1-1-3】

【解釈指針5-1-1-4】

5-2 教育課程の見直し等

基準5-2-1

法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2に規定された教育課程連携協議会を設け、その意見を勧告しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること。

(基準5-2-1に係る状況)

平成31年4月1日、ビジネス科学研究科の教育に関する細則第5条の2を新設し、同条第3項により、教育課程連携協議会を設置して、当専攻における今後の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しに向けた体制を整えた。あわせて同研究科において「ビジネス科学研究科法曹専攻教育課程連携協議会について」を定め、平成31年4月1日付けで、以下の教育課程連携協議会構成員が就任した。

大石 和彦 (法曹専攻長)
山口 卓男 (弁護士・筑波アカデミア法律事務所所長)
伊藤 茂昭 (弁護士・元東京弁護士会会長)
難波 孝一 (弁護士・元東京高等裁判所判事)
小松 夏樹 (読売新聞東京本社 編集局 編集委員)

【解釈指針5-2-1-1】

【解釈指針5-2-1-2】

《別添資料1-3：ビジネス科学研究科の教育に関する細則》

《別添資料5-5：ビジネス科学研究科法曹専攻教育課程連携協議会について》

《別添資料5-6：ビジネス科学研究科法曹専攻教育課程連携協議会委員名簿》

2 特長及び課題等

[特長]

- アンケート結果について全面的に学生に開示するとともに、FD 委員会による回覧及び討議を通じて、教育内容及び方法改善のための重要な基礎資料として積極的に活用している。
- FD 会議（全体会）を月例開催するとともに、他大学（協定校）とも ICT を通じ遠隔 FD 会議を実施し、積極的に連携強化を図ることにより、教育内容の改善措置をはかっている。

[課題]

- 特になし。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

当専攻は、公平性、開放性及び多様性の確保をまさに前提とした、社会人向けの法科大学院であり、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）も同様の趣旨で設定している。

すなわち、社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、すでに獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結びつけて、リーガル・サービスを提供しようと希望する者を求めてきたところである。

また、筑波大学大学院（ビジネス科学研究科企業法学専攻）におけるこれまでの社会人教育の経験から、多くの社会人が法曹資格を取得できる機会を強く求めていることを実感している。働きながら良質の法学教育を受けて法曹資格を取得できるならば、キャリア転換を目指すであろう社会人は、今後ますます増加することが予想される。当専攻は、多様なキャリアをもった法曹の養成、そして社会人のキャリア転換志望という社会的需要に応えることで、大学院における社会人教育に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的責務を果たしたいと思っている。入学者選抜では、多くの方がチャンスを得られるように、多様で公正な選抜方法によって、高い資質を有し、志高く、熱意ある社会人を迎えるようにしている。

上記の入学志願者に必要な情報については、当専攻ウェブサイト（<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/admin/mokuteki.html>）上で公表しているほか、募集要項、大学院説明会（次表のとおり）等で広く明示して公表している。とくに5月と7月に行っている大学院説明会においては、例年100名前後の参加者を集めている。

表1：大学院説明会の開催状況

開催日	曜	時間	場所	参加者数
既記載年月日（省略）				
平成29年4月16日	日曜日	13：00～16：30	本学東京キャンパス 134 講義室	61
平成29年7月2日	日曜日	13：00～16：30	本学東京キャンパス 134 講義室	53

平成30年5月13日	日曜日	13:00～16:30	本学東京キャンパス 134 講義室	88
平成30年7月1日	日曜日	13:00～16:30	本学東京キャンパス 134 講義室	55
令和元年5月12日	日曜日	13:00～16:30	本学東京キャンパス 134 講義室	65
令和元年7月7日	日曜日	13:00～16:30	本学東京キャンパス 134 講義室	予定

《別添資料1-2：筑波大学大学院スタンダード（ビジネス科学研究科）》

《別添資料6-1：筑波大学法科大学院説明会資料等》

《別添資料6-2：筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻2020年度入学試験
募集要項》

基準6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準6-1-2に係る状況）

入学者受け入れに係る業務を行うために、当専攻には、委員長以下5名の専任教員によって構成される「入試委員会」が設けられ、入学者選抜に係わる業務全体を担当している。入試委員会は、当専攻のアドミッション・ポリシーに従い、入学試験に関する出題委員・査読委員の選定、問題の校正・精査、入試実施要領の具体的策定、入学者選抜にかかる詳細な評価基準の設定及び判定評価等の関連作業を随時かつ段階（第1次試験：筆記試験、第2次試験：書類審査及び口述試験）に分けて行っている。作題に関しては、担当者のワーキング・グループも別途用意している。これら入試に関する重要事項及び合否判定に関わる審議については、入試委員会での判断のみならず、当専攻のすべての専任教員から構成される専攻教育会議に諮り、そこでの決議を経て決定している。最終合格者等については、ビジネス科学研究科運営委員会で承認を得ることになるが、その際には専攻教育会議の決定が尊重される運用がなされている。

平成27年度入学者選抜より実施を開始した法学既修者コースの選抜試験についても、法学未修者コースの選抜試験とともに、入試委員会がこの選抜業務を所掌し、法学未修者コースと同じ二段階選抜方法で実施されている。

《別添資料5-1：平成31年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）の管理運営組織について

基準6-1-3

各法科大学院の入学受入方針に照らして、入学選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

1 入学選抜における当専攻の募集要項の概要は、次のとおりである。

① 募集人員：36名

法学未修者コース（標準年限3年） 26名程度

法学既修者コース（標準年限2年） 10名程度

② 出願資格は、学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者のほか一定の学歴を有する者（学歴要件）などで、現在社会人である者又は社会人経験を有する者（職歴要件）である。なお、職歴要件である「現在社会人である者または社会人経験を有する者」とは、フルタイムで働く被用者である者もしくは被用者であった者、一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を営んでいる者もしくは営んでいた者、または自営業を営んでいる者もしくは営んでいた者などを指す。

上記の学歴要件及び職歴要件のいずれか、または両方の要件を満たさない者は、当専攻において出願資格審査を行い、学歴要件については、日本国内の4年制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者かどうか、また、職歴要件については、上記「社会人」に準じる者かどうか、例えば、アルバイト・パートタイムで働く被用者の場合には労働実態があるかどうか等を厳格に審査したうえで、出願資格を付与している。なお、新卒で入学時に社会人となる見込みの者についても、「社会人に準じる者」として審査を経た上で出願資格を付与している。

③ 選抜試験方法

入学候補者の選抜は、以下のとおり行っている。

(平成29年度実施分まで)

i 第1段階選抜：書類審査

出願書類審査により、適性試験の点数による選抜約80%、適性試験の点数と提出書類の総合評価による選抜を約20%として選抜する。平成24年度（平成23年に実施する）選抜試験より、平成23年度実施の「法科大学院全国統一適性試験」のスコア（総合得点）によることとしている。この総合評価による選抜は、入学候補者の適性試験の成績のほかに、出願の提出書類に記載された「大学学部での成績」、「顕著な語学資格」、「各種資格」「志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由との関係」などを総合評価して選抜するものである。

ii 第2段階選抜1次試験：筆記試験（第1段階選抜合格者のみ）

法学未修者コースについては、筆記試験（小論文）の点数と適性試験の点数の比率を『2対1』として第2段階選抜1次試験の合格者を決定している。なお、筆

記試験は、2題出題し、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を試す問題を出題し、法律の専門知識を問うことはしていない。

法学既修者コースについては、筆記試験（法律科目論文試験）の点数と適性試験のスコア（総合得点）の比率を『3対1』とした評価により第2段階選抜1次試験の合格者を決定している。なお、筆記試験は公法、民事法、刑事法の各分野について、法学未修者コース1年次教育修了時相当の専門知識を前提とした問題分析力、思考力、論述能力を問う問題を出題している。

iii 第2段階選抜2次試験：口述試験（第2段階選抜1次試験合格者のみ）

いずれのコースについても、口述試験の評価と第2段階選抜1次試験の評価を総合的に考慮して合否（最終合格者）を決定している。

（平成30年度実施分から）

平成30年度より適性試験が実施されなくなったことから、これを指標から外した入学者選抜方式に変更した。

i 第1次試験：筆記試験

法学未修者コースについては、筆記試験（小論文）の点数（400点満点）で、第1次試験の合格者を決定している。筆記試験は、大問を2題出題し、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を試す問題を出題し、法律の専門知識を問うことはしていない。

法学既修者コースについては、筆記試験（法律科目論文試験）の点数（450点満点）により、第1次選抜試験の合格者を決定している。筆記試験は公法（憲法）、民事法（民法、民事訴訟法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）の3分野5科目について、法学未修者コース1年次教育修了時相当の専門知識を前提とした問題分析力、思考力、論述能力を問う問題を出題している。

なお、5科目とも配点の20%以上の得点が必要である。

ii 第2次試験：書類審査および口述試験（第1次試験合格者のみ）

いずれのコースについても、書類審査（志望理由、学業成績、資格等の審査で100点満点）および口述試験（100点満点）の評価と第1次試験の評価を総合的に考慮して、合否（最終合格者）を決定している。

2 入学者選抜における公平性及び開放性の確保

① これまでの入学者選抜試験結果の概要

入学者選抜における公平性、開放性は、入学選抜試験の実施結果による合格者の内訳にも、如実に現れている。すなわち、過年度とも、合格者の90%以上は、現役の会社員、公務員、医師、教員、弁理士等の社会人であり、かつ多様な職種にわたっており、また出身大学も、各年度を通じて東京大学、早稲田大学、中央大学の比率がやや高いものの、これは同大学からの志願者数が他校に比べて多いことによるものであって、全体として広い範囲の大学にわたっている。当専攻の入学者選抜試験合格者の内訳（平均年齢、職種、出身大学、出身学部）は、《別添資料6-1：筑波大学法科大学院説明会資料等》のとおりである。

② 自校出身者の取扱および寄付等の募集について

当専攻の学生には、各大学の学部または大学院卒業後に社会人経験を数年以上経た後に、今までの職を昼間は保持しつつ夜間に通学する者を予定しており、そのような法科大学院は都内でも数が少ないため、全国のさまざまな大学およびさまざまな学部出身者が応募してきており、入学者（在籍者）のみならず、最終的な司法試験合格者に至るまでの者の出身大学・出身学部もしくは出身大学院・出身専攻は、まさに多様である。法学部以外の学部出身者の全体に占める割合は様式2-1のとおりであり、未修者の法科大学院離れが言われる中で、常に半数前後を占めている。

しかも、社会人経験が本学の受験資格として必要であるところ、本学には、学部卒業後、社会人となって数年以上は経った方が応募し合格し入学するのが基本であるため、入学者に占める自校（筑波大学）の学群（学士課程）出身の新卒者が多くなるということにはならない。

その上、本学は、他大学と異なり法学部を有しておらず、法学を学べるのは社会・国際学群の社会学類（定員80名）になるが、法学のみを網羅的に学修する学群学生は、その定員の一部であり、法曹を志望する者はさらにその一部である。

したがって、法学を学ぶ自大学の学群生の人数も少なければ、これらの学生は、他大学の卒業生と同様、基本的にはいったん社会人経験を経ないと当専攻に応募できないことから、本学では、学部と当専攻との教育連続性は理想的になく、また実際に当専攻では飛び入学制度もない。このように、自校出身者に優先枠を設ける等の何らの優遇措置を採る必要性については、当専攻はその前提すら根本的に欠ける状況にある。このことは、各年度の入学者に占める本学出身率が示すとおりである。

なお、当専攻では、入学者に対して法科大学院への寄付等の募集は一切行っていない。

③ 身体に障害のある者への対応

身体に障害のある者の受験機会の確保については、本学は、点字翻訳のスタッフからの支援も得やすいなど、全学を挙げて、通訳・介助者によるサポート体制やこれに伴う予算措置などの組織的対応を行っており、この分野では全国的に高い評価を得ている。

平成31年度入学試験においては、特別措置を必要とする者1名が受験したので、事前に受験生の身体の状態を証明書等で確認した上で、筆記試験に際し、特設会場の設営、入り口から教室への案内、点字問題・点字解答用紙での実施、試験時間を1.5倍に延長するなどの特別措置を採った。

【解釈指針6-1-3-1】

《様式2-1：学生数の状況》

《別添資料2-1：筑波大学大学院学則 第12条》

《別添資料4-6：平成31年度「法学既修者コース」入学試験問題》

《別添資料6-1：筑波大学法科大学院説明会資料等》

《別添資料6-2：筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻2020年度入学試験募集要項》

《別添資料6-3：平成31年度「法学未修者コース」入学試験問題》

《別添資料6-4：平成31年度入学試験における特別措置資料》

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

1 選抜方法

当専攻の選抜方法は、「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して、以下のとおり、実施している。

a) 法学未修者コース

〔第1次試験〕

筆記試験（論文試験）の点数により選抜を行う。

論文試験の内容（評価基準）は、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力をみるものである。法的分野に関連する問題が出ることはあるが、法律学の専門知識を問うことはなく、この点は、各設問においても、問題文に明記している。

〔第2次試験〕

第1次試験合格者のみ第2次試験として口述試験・書類審査を行う。

口述試験の試験内容（評価基準）は、個別面接によって、法曹になるための資質、高い志、熱意をみる。

口述試験・書類審査の評価と第1次試験の評価を総合的に考慮して（評価の配分は、筆記試験：口述試験：書類審査＝4：1：1）、合否（合格者）を決定する。

b) 法学既修者コース

〔第1次試験〕

第1次試験として筆記試験（法律科目論文試験）の点数により選抜を行う。

論文試験の内容（評価基準）は、公法、民法、刑事法の各分野について、専門知識を前提とした問題分析力、思考力、論述能力等をみる。当専攻が準備する判例付きでない六法〔ポケット六法（有斐閣）〕のみの参照を認める。

出題範囲は、憲法、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法は、全範囲。刑法は、刑法総論・刑法各論の全範囲（特別刑法を除く。）。民法と刑事法の試験は、複数の科目を同じ時間帯に実施するが、出題および採点は科目ごとに行う。

各科目の配点割合は、以下のとおりであるが、いずれか1つの科目でも、最低基準点に満たない場合（得点が配点の20%未満となった場合）には、合計得点に関係なく不合格となる。

民法：民事訴訟法＝3：1（4）

刑法：刑事訴訟法＝2：1（3）

公法（憲法）＝2（2）

〔第2次試験〕

第1次試験合格者のみ第2次試験として口述試験・書類審査を行う。

口述試験の試験内容（評価基準）は、教員による個別面接によって、法曹になるための資質、高い志、熱意をみる。

口述試験・書類審査の評価と第1次試験の評価を総合的に考慮して（評価の配分は、筆記試験：口述試験：書類審査＝4.5：1：1）、合否（合格者）を決定する。

c) 併願者が法学既修者コースに合格した場合には、法学未修者コースの試験成績に関

ならず、法学既修者コースのみを合格とする。法学既修者コースに合格しなかった場合でも、法学未修者コースの合格基準に達していれば、これに合格することができる。

2 選抜方式における適確性、客観性の確保

上記のとおり、選抜方法について筆記試験、口述試験、書類審査を適切に組み合わせ、評価基準および評価比率および注意事項は、事前に公表して客観性を確保している。

法学未修者コースの筆記試験は、読解力を判定するために、テーマの異なる2つの長文読解問題を出題して、合計1,000字程度の記述を求め、法科大学院における履修の前提として要求される資質の多くを判定することを可能としている。法学未修者の筆記試験においては、題材設定や設問が単なる教養知識を試すものとならないよう、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力といった適切な資質を判定できるよう留意している。

法学既修者コースの筆記試験は、いずれも記述式問題であり、論点の暗記のみによって対応可能な問題ではなく、また法学未修者コース1年次教育修了時相当の内容およびレベルに即して、その資質を的確に判定し得る形で作問を検討し、出題している。なお、当専攻には、社会人経験が受験資格として必要であるため、本学および他大学からの現役学部（学群）生の応募は基本的にはなく、また当専攻では、飛び入学制度も設けられていないので、飛び入学者に対する対応の必要性が本来的にない。

書類審査では、学部成績、職業経歴、学位、志望理由・自己評価、語学試験・各種資格試験など能力資料を総合的に評価することにより、多様な観点から受験生の資質を評価する。法学未修者に対しては、法学検定試験等、法律学の知識および能力の到達度を測ることができる試験の結果は加点事由とはしていない（募集要項もその旨を明記している）。

口述試験では、客観性を確保するため受験生1人につき2名の教員で実施し、法曹になるための資質、高い志、熱意を評価し、人物審査のほかコミュニケーション能力等を判定する。口述試験では500字程度の例題も与えて、他者の意見を聴きながら本人の意見を発出することの能力についても問う。なお、志願者と直接対面する口述試験において、面接担当教員が、受験生と3親等内の親族関係にあるなど受験生となんらかの関係を有する場合には、当該受験生の口述試験を回避することを専攻教育会議の申し合わせ事項として決定しており、それに沿って実施している。とりわけ、科目等履修生として本学で受講したことのある受験生については、当該科目担当教員を面接担当教員から除外している。

筆記試験の出題内容や口述試験の例題の出題内容が適切であること、問題に不備がないことを担保するため、入試委員長が主導する独立した設問ワーキンググループにおいて、統一的に作問を検討し、査読には別の教員を配して事前検証している。各試験の採点は、出題者が主に採点基準を設定し採点を行うが、他の入試委員が採点に過誤がないかどうかを事後検証している。そして、出題趣旨、配点および採点基準は、対外的に公表はしていないが、試験実施後に外部の有識者の意見を聴いて、客観的に検証をしている。

【解釈指針6-1-4-1】

【解釈指針6-1-4-2】

【解釈指針6-1-4-3】

《別添資料4-6：平成31年度「法学既修者コース」入学試験問題》

《別添資料6-2：筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻2020年度入学試験募集要項》

基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

《別添資料6-3：平成31年度「法学未修者コース」入学試験問題》

(基準6-1-5に係る状況)

当専攻は、昼間に働く社会人を対象とした夜間法科大学院であり、そのような法科大学院としての特性から、当専攻の出願資格においては、原則的に多様な知識又は経験を有する「社会人」であることを求めている。当専攻の出願資格としての「多様な知識又は経験を有する者」としての「社会人」とは、前述のとおり、フルタイムで働く被用者である者もしくは被用者であった者又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を経営している者・経営していた者、または自営業を営んでいる者もしくは営んでいた者を指しており、この定義については、募集要項やウェブサイト等において公表している。

「社会人」の定義自体には上記のようにすでに多様性が含まれているが、加えて、顕著な語学資格や各種資格等の要件により、その経験の幅を拡げている。

なお、大学学部等の在学生についても、当専攻入学時に社会人となる見込みの者は、出願資格審査を行い、社会人に準ずるものとして出願資格を認めることもある。その場合、入学者選抜のなかで、社会人経験のある受験者と同様、「多様な知識又は経験を有する者」として、学業成績のほか、顕著な語学資格や各種資格等、また在学時の社会的活動の経験等を求めている。

【解釈指針6-1-5-1】

《様式2-1：学生数の状況》

《別添資料6-2：筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻2020年度入学試験募集要項》

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

当専攻では、対象を社会人に特化した全国唯一の法科大学院である関係で、他の法科大学院との比較で、長期履修者や職務理由による休学者がどうしても多くなる傾向になるため、収容定員（108名）と在籍者の実状（様式2-1または表2のうち「在籍者数」）について、平成27年度は126名の在籍生がおり、収容定員を上回っている状況にあった。もともと、その前年の平成26年12月には再入学制度を導入することを決定して公表するとともに、職務上の理由等により長期にわたり修学が困難な学生には、休学・復学の指導の際に退学・再入学制度についても説明し、貴重な休学期間を長期にわたり消化することがないように、いったん退学したうえで、仕事の状況や学修環境などの改善をを待ってもらい、改めて学修できる状況が整ったところで、再入学してもらうことを奨めるような対応も開始していた。そのため、前回の認証評価時で指摘された本学の在籍者数の多さについては、継続して改善傾向にある。

なお、長期履修学生数の算定方法については、以下のような文部科学省の通知〔大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（平成14年4月30日付、14文科高第118号文部科学事務次官から各国公立私立大学長等あて通知）〕が存在する。

※長期履修学生の在学者数 = 長期履修学生実人数 × (修業年限 ÷ 長期履修期間)
(履修年限が同一の期間である学生ごとに算出)

これを当専攻の長期履修者数についてあてはめると、平成27年度以降の当専攻の在籍者数は表2のとおりとなる（法学既修者は標準修業年限3年のうち、1年間の在学をしたもの（2年在学で修了）として取り扱っているが、文部科学省の控除措置の算出においては法学既修者も修業年限は3年とされ、長期履修期間と結果的に同年数となることから、換算後も実人数どおりとなる。よって下表の長期履修者内訳から法学既修者は除く。）。

表2：長期履修者数換算後の定員超過率

年度	在籍者数	長期履修者数（未修）内訳		控除措置による換算後の学生数	定員超過率
		修業3年を長期4年	修業2年を長期3年		
平成31年度	114	11	8	109	100.9%
平成30年度	113	8	7	109	100.9%
平成29年度	118	10	6	114	105.6%
平成28年度	120	11	3	117	108.3%
平成27年度	126	10	2	123	113.9%

【解釈指針6-2-1-1】

《様式2-1：学生数の状況》

《別添資料6-5：長期履修学生による定員超過率の控除措置》

基準6-2-2**入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。**

(基準6-2-2に係る状況)

当専攻は、毎年、入学者選抜において、所定の入学定員や追加合格候補者数と乖離しないように、過年度の合格者の入学比率等を斟酌して、適宜、合格者数および追加合格者数の見直しを行っており、その結果が、収容定員とほぼ合致した入学者数および在籍者数となっているため、定員充足率が50%を下回ったことはなく、入学者数が10人を下回ったこともない。

今後も、このバランスが維持できるように、毎年度、在籍者数と過年度の合格者の志願状況等を踏まえて、適宜、入学者選抜における合格者数の検討を行っていく所存である。

なお、定員数とほぼ一致した入学者数を維持できているため、クラス内の学生数は十分満たしており、双方向的または多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施できている。

【解釈指針6-2-2-1】

【解釈指針6-2-2-2】

【解釈指針6-2-2-3】

《様式2-1：学生数の状況》

《別添資料6-2：筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻2020年度入学試験募集要項》

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

当専攻の学生の在籍者数および専任教員数は、様式2-1、様式3、様式4のとおりである。

昼間開講の法科大学院の志願者数が全国的に減少傾向にあったのと異なり、様式2-1にあるように、当専攻の入学者選抜における競争倍率は毎年2倍以上を確保してきている。平成31年度の入学者選抜実施時には、全体の競争倍率は2.9倍とほぼ3倍であり、法学既修者コースのみの競争倍率は4.5倍を超える応募があった。当専攻の夜間の法科大学院に対する社会人の関心は一定程度存在し続けている。このように当専攻は、多様かつ勉強意欲のある入学者を確保してきているところであり、少なくとも現時点では、入学定員数の見直しを行う必要性は見出しがたい状況である。

専任教員数は、必要最低数の12名で運営しており、さまざまな面で余裕があるわけではないが、教員は一丸となって授業内容や学生指導につき取り組んできており、在籍する学生数に見合った教育を確保している。

もとより職のある社会人の当専攻修了者は、必ずしも法曹三者になるだけが目標ではなく、元の職場でのキャリア・アップを目的として入学・修了し、司法試験合格後も元の職場に留まる者も常に一定数いるところが当専攻の特徴でもある。それゆえ、仕事が忙しい社会人学生が主であり、勉強時間がどうしても不足しがちな当専攻の修了生の司法試験合格率が全国的に見て低めではあるものの、なお当専攻の志願者が減らないどころか増えているのは、このあたりに要因があると思われる。

入学者選抜の実施方法については、各年度の入学者選抜試験実施後に、入試委員が中心となり、外部の有識者等の意見も取り入れて、改善を試み続けている。例えば、多様かつより適性のある人材を見極められるよう、世間のさまざまな指標を活用して、さらに明確かつ客観的に各種資格を評価する制度に変更するなど、入試方法・内容の見直しおよび取組を恒常的に行っている。また、適性試験廃止後は、書類審査での審査内容も見直して、より客観的な指標で適性を測れるように試みたり、一定時間の地道な勉強時間を確保し続ける熱意と環境があるかなども具体的に勘案できるように、書類審査の質問項目を工夫したりしている。口述試験では、各志願者の個性を直接見ることができるので、志願者が、各自の将来のキャリア人生目的に向けて、同級生の仲間とともに切磋琢磨しながら、どの程度素直に地道な勉強をたゆまず継続することができそうか、といった覚悟の程度なども図れるように工夫・改善してきている。

なお、選抜方法の改善の取組については、必要な事項は次年度の募集要項に記載するなど、適宜、入学志望者に周知している。

【解釈指針6-2-3-1】

【解釈指針6-2-3-2】

《様式2-1：学生数の状況》

《様式2-2：司法試験の合格状況》

《様式3：教員一覧、教員分類別内訳》

《様式4：科目別専任教員数一覧》

2 特長及び課題等

[特長]

- 当専攻の入学者の内訳（平均年齢、職種、出身学部）から明らかとおり、当専攻の志願者はほぼすべてが社会人経験を有する者であり、その職種は、会社員、国家公務員、地方公務員、医師、教員、弁理士等多岐にわたっている。さらに、入学者全体に占める法学部以外の学部出身者の割合は、多くの年度において、法学部出身者の割合を上回っている。このように当専攻は、多様な人材を確保し教育し、社会のさまざまな場面で広く活躍できる人材を輩出するという、夜間社会人法科大学院としてのアドミッション・ポリシーを忠実に実践している。
- 1（3）で示したように、志願者及び合格者（在籍者）の数字とその内訳は、社会人に特化した法科大学院としての当専攻の位置付けにふさわしいものとなっている。質、量ともに、国立大学法人唯一の夜間社会人法科大学院の趣旨に合致した、多様な志願者・在籍者を得ることができている。
- 入学者選抜を、書類審査、筆記試験（論文）および口述試験の3つの側面に分けて、多角的にかつきめ細かく評価して行うことにより、夜間社会人法科大学院の趣旨を理解した多様な人材を得ることに成功している。

[課題]

- 当専攻は、社会人が主な学生層であるため、根本的に、現役学生を主体とした全学の奨学金制度を活用するには不利な面がある。また、伝統的に法学教育を行ってきた他大学に比べ、今までのところ、当専攻出身の法曹OB・OGが少ないため、寄付などの協力を仰ぐことがなかなか難しく、かつ当専攻の予算の制約の中では、裁量で独自の奨学金を設けて提供することも困難である。したがって、当専攻においては、授業料免除をはじめとした資金面での学修支援制度は充実しているとは言い難く、このような学修支援制度を謳って、当専攻への志望者を募ることは困難な状況にある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1 本学学生の特性と特別な配慮の必要性

第1章にて述べた当専攻の教育の理念及び目標との関係から、当専攻の学生の殆どは昼間に定職を持つため、出張等によるやむことを得ざる通学不能日の発生や学外での複数学生による共同学修時間の確保困難など、学修面において、夜間社会人学生という特性に基づく大きな時間的ハンデを負っている。そこで当専攻では、こうした有職社会人学生に特有のハンデを少しでも解消していくために、学生の学修支援等にあたって、専業学生を中心とする他の法科大学院とは異なる特別な配慮を行うことが必要になる。

2 履修指導の体制

① 入学前の説明会

当専攻の学生の多くは法学未修者であるため、入学予定者がスムーズに入学後の授業に適応できるように、事前に読んでおくことを薦める入門書を紹介している。また入学前年度の12月に（最近では計3回）入学前ガイダンスを行い、7法科目（憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の概要や学習の仕方、さらには民刑事の実務系科目について入門的な説明を行っている。ただし入学前であることを考慮して学生の出席は任意としている。また、平成31年度入学者に対しては、TKCローライブラリーの操作方法の説明会も実施した。

《別添資料7-1：入学前ガイダンス案内文》

② 長期履修相談

当専攻の学生の多くが法学未修者でありかつ職業を有していることから、学修時間を捻出するのに困難をきたす場合がある。そうした場合に対応すべく長期履修制度を設けているが、長期履修制度の利用が適切であるか否かを判断することは入学予定者にとって難しいことから、毎年11月に教務委員が長期履修相談を行っている。さらに、入学後に職務上の都合により、法学未修者の場合3年、法学既修者の場合2年の年限で修了することが困難であることが判明した場合には、入学後1年以内に限って長期履修に変更できることとしている。

③ 新入生ガイダンス

入学式直後に新入生オリエンテーションを行っている。このオリエンテーションにおいては、専攻長から教育理念や目的について説明を行い、教務委員長からは、「履修ガイド」などの配付資料に関し説明を行っている。それとともに、担当の教員・職員が履修手続きや自習室、資料室、図書館等の施設、TKCやLLI等のデータベース等の使い方などについて説明を行っている。

《別添資料7-2：筑波大学法科大学院オリエンテーション関係資料》

④ 履修指導

当専攻の学生の多くは法学未修者であるため、まず法律基本科目を確実に修得させることを目指している。教員は法学未修者である学生に対しては基本的な知識の解説を中心に講義を行い、加えてチューターの補助により万全を期す体制をとっている。

履修科目の選択については、将来の目標とする分野の科目についてのイメージが分かるよう新入生オリエンテーションにおいても、大学院便覧やシラバスを利用して説明している。また、履修登録期間内であれば、選択に応じて、履修科目を変更することが可能である。

⑤ 場所的・時間的障害を解消するための多様な ICT を利用した授業の開発と実践

当専攻は、平成27年度から平成29年度の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において「場所的・時間的障害を解消するための多様な ICT を利用した授業の開発と実践」と題する取組取組を提案し、「特に優れた取組」として評価されている（なお平成30年度以降、同プログラムはそれぞれの取組を個々に評価する平成29年度までの方式をあらためた。）。これは、働きながら法曹を目指す有職社会人が、法科大学院教育にアクセスしようとする際の場所的・時間的障害の解消を目的として、複数の ICT を活用することにより、同時性と双方向・多方向性を確保したオンライン授業を実施しようとするものであり、以下の a) 「モバイル方式」及び b) 「サテライト方式」から成る。

a) モバイル方式

一定回数に限り、出張先のホテル等遠隔地からも、携帯端末を通じ、教室で行われている授業に同時参加できる仕組である。当専攻の社会人学生は、授業期間中も職場から（海外も含め）出張を命じられることも少なくなく、従来は出席不足で、期末試験受験資格を失い、さらには留年するケースも見られたが、本取組により、期末試験受験資格の喪失を防ぎ、標準修業年限修了率の向上にも資することが期待される。平成28年度秋学期から平成29年度7月末までの接続成功率は概ね9割前後で推移したが、平成29年度8月以降は94.08%、平成30年度は91.10%である。

b) サテライト方式

テレビ会議システムを通じ、当専攻の教室と他の法科大学院の教室との間を結んで、1校で行われている授業を他校に遠隔送信するものである。働きながら法曹を目指す

当専攻の学生に、物理的移動を強いることなく他の法科大学院の特色ある多様な科目を提供することができる。これまで社会人対象の夜間・週末にも開講する甲南大学法科大学院、さらに金沢大学法科大学院との間で展開先端科目の単位互換を実施するとともに（表1）、さらに遠隔FD会議・授業参観等を通じ教育ノウハウを蓄積・共有することが可能である（上述）。

表1：当専攻と他法科大学院との間の単位互換科目の履修状況

科目名 (送信校⇒受信校)	2017年度 受信校履修者	2018年度 受信校履修者	2019年度 受信校履修者
自治体法務 (筑波⇒甲南)	2	3	2
登記実務 (甲南⇒筑波)	8	14	3
紛争とその法的解決Ⅰ (金沢⇒筑波)	未実施	7	1

《別添資料1－5：筑波大学法科大学院機能強化構想調書（法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム）別添6－1、6－2》

⑥ 時間的ハンディキャップのある有職社会人学生に向けた未修者フォローアップ・プログラム

当専攻では、以下の各プログラムを有機的に組み合わせつつ実施し、一人ひとりの習熟度に配慮したきめ細かい未修者教育を推進している。

a) 習熟度別チューターゼミ

1年次必修科目の基本3法について、初学者対象と中級者対象の2コースに分けてチューターゼミを実施。初学者コースでは基本事項の定着を目指し、中級者コースでは典型事例演習を通じて条文や知識の使い方が学ばれる。受講者は、習熟度に応じてコースを自由に選択でき、コース選択について担当教員に相談する窓口が設けられている。

《別添資料7－3：ビジネス科学研究科法曹専攻チューター制度実施要領》

《別添資料7－4：筑波大学法科大学院チューター全体会議議事録》

《別添資料7－5：チューターゼミ計画》

《別添資料7－6：平成30年チューターゼミ担当表》

b) 基礎力自己測定プログラム

本学の学習管理システムである manaba に共通到達度確認試験試行試験の問題を掲載して学生の自学自習に役立てるとともに、利用状況・正答率を教員が確認している。

c) 法学基礎力充実プログラム

入学予定者を対象に、入学前ガイダンスを実施。また、講義形式の選択科目「法学入門」、平成29年度からはさらに演習形式の選択科目「基礎ゼミⅠ～Ⅲ」（各1単位、計3単位で、Ⅰは民法、Ⅱは憲法・刑法、Ⅲは両訴訟法）を開講。以上を有機的に結合させることにより、純粋法学未修者が、1年次終了時には、法学の基礎につき、法的思考力・分析力・起案力を十分に習得できるようにする。

d) 社会人学生向け e-ポートフォリオ・システム（通称「学生カルテ」）

各教員が面談を担当した学生の情報を共有することにより、その後の学生指導やFD活動に役立てるためのシステムである。また、毎年夏季に各学生に学生調査票を提出させ、各学生のチューターゼミの利用状況・グループ学習の実施状況・使用教材・自己評価等の確認を行っている。

⑦ 法科大学院ウェブサイトの活用

TWINS（学務業務支援情報システム(Tsukuba Web-based Information Network System)）の活用に加え、現在では、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページの開設により、教職員及び学生間における教育活動に関する情報提供・交換・共有が、さらに一層図られている。学生が授業時間外の学習を効果的に行えるようにするために、講義レジュメ教材等の関係資料を資料室での配付に加えて、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページを通じて、学外からも任意に時間帯を問わず取得できるよう工夫に努めている。学生が予習を効果的に行うため、こうした関係資料類の配付は原則として講義の1週間前までに行っている。なお、ウェブサイトの配付欄は担当教員によるコメントを掲示できる仕様となっており、関係資料の配付と併せて、予習に関する留意事項（予習すべき教科書、参考書の該当ページの指示等）を学生に周知できるようにしている。

⑧ 授業の録画・配信

主に純粋未修者の復習や欠席者、遅刻者の補充学習のため、録画された講義をストリーミング配信し、当該科目の履修学生が自宅等のパソコン（Windows仕様）から当専攻ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、任意にこれを視聴できるようにしている（後述の「形成支援プログラム」によるシステム）。このストリーミング配信に対する学生のニーズは高く、対象講義の増加に努めており、現在では、録画システムが配置されている教室で行われる殆どの授業が収録対象となっている。

【解釈指針7-1-1-1】

【解釈指針7-1-1-2】

3 学習相談・助言体制

各科目担当教員は、毎回の授業終了後、学生からの質問に丁寧に答えるようにしている。

また、当専攻専任教員は、毎週一定の時間帯にオフィスアワーを設定し、学生からの質問や相談に応じるようにしている。このオフィスアワーの担当者、曜日、時間を記載した

一覧表を「履修ガイド」に記載し、新学期に配付している。オフィスアワーにおいては、原則として専任教員が研究室において、学習相談ばかりでなく、履修登録等の相談も行えるようにしている。

なお、兼任教員や兼任教員については、特にオフィスアワーの時間帯を設定していないが、学生から当該科目の授業時間の前後に相談等があった場合には、対応してほしい旨の依頼をしており、特に派遣裁判官や派遣検察官においては、勤務時間を授業1回当たり4時間確保しているため、個別にオフィスアワーを行っており、当該授業開始時にその旨学生に周知している。

さらに、学習相談等を行う施設や環境等については、個別相談にも応じられるような面談スペースとして571号室を「学生相談室」として確保しており、さらに学生が社会人であるという特性からメール等による学習相談にも随時応じている。

また、学年ごとに主任教員・副主任教員を配置するとともに、学生ごとに個別の担任教員を配置している。各学生の個別担任は、各学期末には成績不振学生を中心として個人面談を実施しており、特に法学未修者1年次の学習上の躓きに対処している。なお、この面談は成績不振者でなくとも、希望する学生に対しては実施している。このほか、学生とのコミュニケーションを充実させるため、各学年の主任教員を中心として学生と教員との昼食会を開催し、学生の要望・悩みを把握するように努めている。

さらに、学内に意見箱(無記名可)を設置し、学生からの意見を常時受け付けている。意見箱には、平成27年度は11件、平成28年度2件、平成29年度1件、平成30年度2件の意見が寄せられている。寄せられた意見については教務委員会の担当者が定期的に関き、その内容によっては教務委員会または関連する他の委員会で検討し、場合によっては専攻教育会議で対応を協議している。また、投書に対する回答や改善措置の実施が必要な場合には、専攻長又は教務委員会が回答し、または適切に実施している。またFD委員会においても、上記の個別の学習相談で得た情報を、教員間で相互に情報交換しあい、それぞれの授業における指導に活かすよう努めている。

【解釈指針7-1-1-1】

【解釈指針7-1-1-2】

【解釈指針7-1-1-3】

《別添資料2-5：2019・2018年度履修ガイド 2019年度25・26頁》

《別添資料7-7：2019年度法曹専攻学生担当教員一覧》

4 教育補助者による支援体制の整備

当専攻においては、チューター制度を採用して、学習支援の体制をとっている。各チューター(計31名)は、本学の非常勤講師として採用された者であり、公法系、民事系、刑事系担当をそれぞれ担当し、それぞれの基本的知識に関する事項について、講義のない時間帯や夏休みにゼミを開講している。当専攻では、法律学を勉学した経験のない学生が多いことから、基礎的な知識の補充が必要とされる場合が多く、少人数で同年代のチューターから初歩的な問題でも親しく聞くことができるため、また特に当専攻を修了したチューターは、有職社会人が法科大学院生として修学する際の苦労を実体験しているため、当専

攻学生からの評価が高い。チューター制度はあくまで正課授業の補助的な指導・助言を行うことを趣旨とし、司法試験のための過度の受験指導とならないように留意し、正課授業との連携を図っている。チューターゼミを開催するにあたり、チューターに、担当者、対象年次、ゼミの目的と到達目標、ゼミの形式（講義形式か演習形式か等）、教材、日程を記述した「チューターゼミ計画」の提出を求めており、これに基づき学生に対し掲示等により開催を周知している。チューターゼミの効果を測るため適宜学生からアンケートをとり、さらには、専任教員とチューターとが一堂に会する「チューター全体会議」を平成26年度以降毎年開催して、正課科目担当教員との連絡を密にしている。

なお、このチューターゼミ制度は、前述のように平成28年度より受講生の習熟度別に「初学者コース」と「中級者コース」に分けられ、受講生にとってより効果的な学習に資するよう改編された。また、平成30年度からは個別指導型ゼミを開始し、参加学生を少人数かつ固定した形でのゼミを実施することでできるだけ個々の学生に応じたきめ細かな教育を実施するとともに、モチベーションの高い学生の需要に応えるようにしている。

【解釈指針7-1-1-4】

【解釈指針7-1-1-5】

《別添資料7-4：筑波大学法科大学院チューター全体会議議事録》

《別添資料7-5：チューターゼミ計画》

5 修了後の学修支援制度—法曹学修生

法曹学修生という制度は、当専攻を修了して5年以内の修了生が、申請により、法曹自習室、ゼミ室、全学計算機室、学生用ロッカー等の施設を修了後も使用できるようにすることを目的としている（なお、校舎地下1階「大塚図書館」は、法曹学修生にならずとも、当専攻修了生全員が引き続き利用することができる。）。法曹学修生を年2回、半期ごとに募集し、出願期間その他詳細については当専攻ウェブサイトに掲載し、修了（予定）者に周知している。

《別添資料7-8：筑波大学法曹学修生に関する法人細則》

《別添資料7-9：平成31年度筑波大学法曹学修生募集要項》

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

1 経済的支援

本学には、優秀な学生の修学継続を容易にするための奨学援助の一環として、入学料・授業料の全部又は一部の免除もしくは徴収猶予の制度がある。その要件については本学ウェブサイトに掲載している。入学料、授業料の各年度における免除申請及び許可件数は表2及び表3のとおりである。

また、学外の奨学金制度である独立行政法人日本学生支援機構の奨学金についてもその募集要項について広報（掲示文、ウェブサイトへの掲載）を行っている。日本学生支援機構の奨学金の年度別貸与件数は表4のとおりである。

【解釈指針7-2-1-1】

表2：入学料免除申請及び許可件数

年度	申請件数	結果
平成27年度	5	不許可5
平成28年度	4	不許可4
平成29年度	2	不許可2
平成30年度	2	不許可2

表3：授業料免除申請及び許可件数

区分		申請者数	全額 免除者数	一部（半額） 免除者数
平成27年度	前期	11	3	4
	後期	12	5	3
平成28年度	前期	10	2	5
	後期	9	4	2
平成29年度	前期	9	1	2
	後期	3	0	1
平成30年度	前期	2	0	0
	後期	1	0	1

表4：日本学生支援機構の奨学金貸与件数

区分	種別	件数
平成27年度	第1種	3
	第2種	4
平成28年度	第1種	1
	第2種	3
平成29年度	第1種	1
	第2種	1
平成30年度	第1種	0
	第2種	0

《別添資料7-10：筑波大学入学料の免除及び徴収猶予規程》

《別添資料7-11：筑波大学授業料の免除及び徴収猶予規程》

《別添資料7-12：筑波大学入学手続書類等（免除・奨学金部分の抜粋）》

《別添資料7-13：授業料免除の申請について（2019年度第1期、第2期分）》

《別添資料7-14：奨学金・修学支援（ウェブサイト）》

2 学生生活の支援体制の整備

学生の相談に関しては、原則的に学生委員会が対応している。また、筑波キャンパスにある保健管理センターの学生相談室においては、専門のカウンセラーによるカウンセリングやアドバイスを中心としたサービスが提供されているが、東京キャンパスの学生にとっては実際に出向くことが困難であるため、本学が契約した相談業者への電話相談という形での利用となっている。また、学生の健康管理における支援体制としては、筑波キャンパスにおいて学生向けに実施される健康診断を受けられる他、希望があれば、東京キャンパスにおいて教職員向けに実施される健康診断を受けることもできる。

本学では、各種ハラスメント（セクハラ、パワハラ、アカハラ）の発生を未然に防ぎ、あわせて発生した場合に適切な措置を講ずるため、ハラスメントの防止及びその被害者に対するケアのための制度（「ハラスメント防止対策委員会」及び「ハラスメント相談員」）を設置し、その対応に努めている。

また、平成23年度より、各教育組織において学生のメンタルヘルスに関する「学生支援対応チーム」（組織長含め3名以上で構成。）を設置している。

さらに、生まれ持った性的指向や性的自認については、多様性、個別性があることに鑑み、本学ではLGBT等に関する基本理念に基づいて行動している。

【解釈指針7-2-1-2】

《別添資料7-15：国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程》

《別添資料7-16：ハラスメント防止パンフレット》

《別添資料7-17：ビジネスサイエンス系・ビジネス科学研究科から選出（推薦）される各種委員会委員等名簿》

《別添資料7-18：平成31年度学生のメンタルヘルスに関する学生支援対応チームの設置について（依頼）》

《別添資料7-19：LGBT等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン》

《別添資料7-20：筑波大学保健管理センター利用案内（ウェブサイト）》

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

現在、身体に障害のある学生は在籍していないが、教室、ゼミ室、図書館等の教育に関する施設をはじめ当専攻の全施設がバリアフリーとなっており、エレベーターがある他、各階には身障者用トイレが設置され、身体に障害のある学生に対応できる設備を備えている。

身体に障害がある者が入学した場合、例えば、修学上の配慮として、講義室に車椅子の学生の受講に必要なスペースを設けることを検討する等、その者の障害の程度や状況に応じた支援を行うことにしている。また全学的な組織として、ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンターが設置されている。

さらに平成26年4月1日、「筑波大学における障害学生支援に関する憲章」が制定され、大学をあげて障害学生受け入れに対応する体制を整備している。

《別添資料7-21：ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター規程》

《別添資料7-23：筑波大学における障害学生支援に関する憲章》

《別添資料7-24：障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領》

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

当専攻の学生の特徴として、ほぼ全員が有職社会人であり、またこのうち一定の割合の者が企業内の法務部員、官公庁で法解釈に携わっている者、あるいは医師、公認会計士、税理士や弁理士などの専門家である。そのため、司法試験合格者も含め、当専攻に入学する以前の職場にそのまま留まる者が多い。このような特性を有する学生ではあるが、主体的に従来の職場以外の進路をも選択できるように、裁判官、検察官、弁護士の実務家教員が、それぞれの分野に進むために必要な情報を、授業の後やオフィスアワーなどにおいて提供するように努めている。また、併設法律事務所の活用を通じた実践的法学教育を行う際に、法曹の諸活動について必要な情報を提供するようにしている。また、弁護士としてどのような分野に進むかについては、多様な分野のそれぞれで先端的に実務活動をしている弁護士（非常勤講師・チューターも含む）が多数いるので、学生にきめ細かい情報が提供でき、それらについても授業後やオフィスアワーなどにおいて情報を提供している。また校舎5階専攻事務室では、求人情報につき掲示を行い、情報提供に努めている。

《別添資料7-22：筑波大学就職課オフィシャルサイト》

2 特長及び課題等

[特長]

- 授業の復習のため、録画された講義をストリーミング配信し、学生が自宅等の Windows 搭載パソコンから当専攻ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、いつでもこれを視聴できるようにしている。
- 教室で行われる双方向多方向授業に出張先等からでも同時参加できる遠隔学習支援体制を、ICTによって実現している。
- 時間的ハンディキャップのある有職社会人学生に向けた未修者フォローアップ・プログラムの実施・運用に取り組んでいる。
- 学生カルテ、学生担任による個人面談・昼食会の実施など、学生の状況を具体的に把握する体制をとっている。

[課題]

- 授業録画システムについてはスマートフォン等での利用に対応すること、早送り機能などの点で高機能化を図ることが課題である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

当専攻では、専任教員12名（常勤の実務家専任4名を含む。）、本学の他の教育組織を主に担当しつつ当専攻の科目を担当する兼任教員3名、非常勤講師45名の総数60名（正課科目担当者のみ。チューターを除く。）であり、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な数の教員数が確保されている。

《様式3：教員一覧、教員分類別内訳》

基準8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8-1-2に係る状況)

当専攻の収容定員は108名であるので、設置基準によれば、必置専任教員数は12人ということになる。当専攻の専任教員12名中研究者教員は8名であるが、その全員が、それぞれの分野につき教育上及び研究上の業績を有している。また実務家教員は4名であり、その全員が法曹（全員弁護士）としてのキャリアを有し、高度の専門的能力と技術、そして優れた知識経験を有している。各教員の経歴や業績の概要は、当専攻ウェブサイトの「教員紹介」（<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/sennin/>）に掲載しているが、より詳細は本学ウェブサイト「研究者総覧（TRIOS）」を通じ公開されている。

(<http://www.trios.tsukuba.ac.jp/>)

当専攻の専任教員のうち10名の教員はいずれも、当専攻に限り専任教員として取り扱われており、その他2名は当研究科の企業科学専攻（博士後期課程（3年））の専任教員も兼ねている。なお、当専攻専任教員のうち半数以上（6名）が教授である。

【解釈指針8-1-2-1】

《様式3：教員一覧、教員分類別内訳》

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

「国立大学法人筑波大学本部等職員の採用、昇任、退職等に関する規程」《添付資料 8-1》、「国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則」《別添資料 8-2》及び「国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する法人細則」《別添資料 8-3》に基づき、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制を整備している。上記の全学レベルの学内規則は当然のことながら、当専攻以外の主担当教育組織を持ちつつ、当専攻開設科目を担当する兼担教員に対しても適用される。さらに、兼担教員が当専攻開設科目を担当するのに相応しい能力を有するかについては、各年度、専攻教育会議における審議事項として諮られている。

専任教員の採用及び昇任は、「法曹専攻を担当する教員の審査について（申し合わせ）」《別添資料 8-4》に定める基準に従い、慎重に資格審査を行って決定している。「法曹専攻を担当する教員の審査について（申し合わせ）」によれば、教授、准教授とも、研究者教員は、博士（法学）若しくは法学博士の学位、又は博士論文に相当する著書若しくは論文を有すること、及び一定の研究歴を有することを要件としており、また実務家教員は、法律実務に関する高度の実務業績を有することを要件としており、いずれの場合においても教員の教育上の指導能力等を適切に評価している。

当専攻においては、専任教員の採用及び昇任に関して、まず法曹専攻人事委員会において候補者の審査を行い法曹専攻教員会議で承認を得た後、ビジネスサイエンス系人事委員会において承認を得ることになっている。なお、ビジネスサイエンス系人事委員会の審議においては、法曹専攻での決定を尊重する旨の確認がなされている。また非常勤講師の採用に関しても、候補者の経歴や業績を考慮して、専攻教育会議での審査を経て、ビジネス科学研究科運営委員会において審議・決定する方法がとられている。以上のとおり、当専攻における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されているといえる。

なお、非常勤講師の任用については「国立大学法人筑波大学非常勤講師の選考の基準等に関する法人細則」《別添資料 8-5》により、候補者の経歴や業績を考慮して、法曹専攻教育会議での審査を経て、ビジネス科学研究科運営委員会において審議・決定する方法がとられている。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

当専攻の収容定員は108名であるので、必置専任教員数は12人ということになる。そのうち10名の専任教員はいずれも、当専攻に限り専任教員として取り扱われており、その他2名は当研究科の企業科学専攻（博士後期課程（3年））の専任教員を兼ねている。

また、当専攻専任教員のうち半数以上（6名）が教授である。

【解釈指針8-2-1-1】

【解釈指針8-2-1-2】

《様式3：教員一覧、教員分類別内訳》

《様式4：科目別専任教員数一覧》

基準8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準8-2-2に係る状況）

様式4記載の通り、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法については、すべての科目において、当該科目を適切に指導できる専任教員を配置している。

【解釈指針8-2-2-1】

《様式3：教員一覧、教員分類別内訳》

《様式4：科目別専任教員数一覧》

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

当専攻において教育上主要と認められる科目は、法律基本科目群(37科目 65単位)及び法律実務基礎科目群(14科目 16単位)に属する各科目(計51科目 81単位)であるところ、平成31年度入学の法学未修者対象の科目表に基づく場合、そのうち専任教員が担当する39科目 62.2単位の割合は、科目数で計算して76.47%、単位数で計算して76.79%である。これらの科目群のうち必修科目は41科目(71単位)であり、そのうち専任教員が担当する33科目(56.2単位)の比率は、科目数で計算して80.48%、単位数で計算して79.15%である。

また平成31年度開設科目の場合、基礎法学・隣接科目群では「刑事政策」、また展開・先端科目群では、「民事執行・保全法」、「国際取引法」、「金融商品取引法」、「少年法」といった、多様かつ有職の社会人である当専攻学生の需要の高い科目を、専任教員が担当している。

なお、専任教員の年齢構成は、60代1名、50代4名、40代6名、30代1名であり、平均年齢は48.58歳である。

【解釈指針 8-2-3-1】

《様式1：開設授業科目一覧》

《様式3：教員一覧、教員分類別内訳》

《様式4：科目別専任教員数一覧》

基準8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8-2-4に係る状況)

当専攻の場合、専任の実務家教員4名いずれもが弁護士活動等(判事等の任官期間を含む)5年以上の実務経験を有している。

専任の実務家教員の主な担当科目であるが、「商法総合演習」、「民事訴訟法総合演習」、「民事法総合演習」、「法曹倫理Ⅰ」、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」、「民事模擬裁判」、「刑事訴訟法総合演習」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「刑事模擬裁判」、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「国際取引法」、「英文法律文書作成」、「法曹実務基礎」、「要件事実論Ⅰ」、「要件事実論Ⅱ」、「リーガルクリニック」といった、いずれもそれぞれの教員の実務経験と関係の深い科目を担当している。

なお、当専攻では、平成30年度に初めて、みなし専任教員1名を置いたが、令和元年度は置いていない。

【解釈指針8-2-4-1】

【解釈指針8-2-4-2】

《様式3：教員一覧、教員分類別内訳》

《別添資料8-6：平成30年度ビジネス科学研究科法曹専攻(法科大学院)の管理運営組織について》

基準8-2-5

基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準8-2-5に係る状況)

当専攻の実務家教員は、専任教員4名であり、すべて法曹として高度の実務経験を有している。

《様式3：教員一覧、教員分類別内訳》

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

様式 3 に記載の通り、法科大学院の教員の授業負担について、今年度授業負担が 22 単位の者が 1 名いるが、これは他大学での集中講義を含むものであり、当該集中科目が開講される一時期を除けば、この 1 名含め当専攻の各専任教員の授業負担は、適正な範囲にとどめられている。

【解釈指針 8-3-1-1】

《様式 3 : 教員一覧、教員分類別内訳》

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本学では、全学的に、平成 25 年度より、サバティカル制度を実施している。なお、現下
当専攻専任教員でこれを利用したことのある者及び利用内定者はいない。

《別添資料 8-7：国立大学法人筑波大学大学教員のサバティカル制度の実施に関する
規程》

基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-3-3 に係る状況)

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するための職員の配置について、東京キャンパス文京校舎「社会人大学院等支援室」（以下「支援室」という。）に配置された常勤職員 2 名が当専攻を担当し、主に教務関係を中心に対応している。さらに非常勤の事務補助員 1 名を 5 階当専攻事務室に配置し、講義等のレジユメの印刷、配付及び管理、簡易な窓口対応、講義室・ゼミ室に設置された機器の管理等を行っている。

《別添資料 8-8：職員配置図》

2 特長及び課題等

[特長]

該当なし。

[課題]

特になし。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

当専攻は、筑波大学大学院ビジネス科学研究科の中の一教育組織である。また、当専攻を含めビジネス科学研究科の専任教員は、教育組織としての研究科ではなく、教員組織としての「ビジネスサイエンス系」に所属している。したがって、当専攻を含む研究科全体の教務事項を最終的に審議・決定するのは、ビジネス科学研究科運営委員会であり、また、当専攻の教員人事に関し最終的に審議・決定を行うのは、ビジネスサイエンス系人事委員会である。もっとも、研究科運営委員会及び系人事委員会においては、当専攻の決定を尊重すべき旨の申し合わせがなされている。

【解釈指針9-1-1-3】

《別添資料9-1：ビジネス科学研究科運営委員会細則》

《別添資料9-2：ビジネスサイエンス系人事委員会細則》

《別添資料9-3：ビジネスサイエンス系・ビジネス科学研究科運営組織図》

当専攻の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項を審議する会議体としては、教務事項を所管する専攻教育会議と、教員人事等につき審議する「法曹専攻教員会議（以下「専攻教員会議」という。）」とがあり、専攻教育会議は当専攻専任教員全員で構成されているが、専攻教員会議の構成員には特任助教は含まれない。専攻教育会議は原則として月1回、専攻教員会議は必要に応じて随時開催される。

【解釈指針9-1-1-1】

【解釈指針9-1-1-2】

《別添資料9-4：ビジネス科学研究科法曹専攻教員会議に関する申し合わせ》

当専攻の適正な運営を図る目的で、専攻長、職務代行者、教務委員長、入試委員長等からなる「運営委員会」を設置し、専攻教育会議において審議されるべき運営の基本方針等について協議を行っている。

当専攻の運営を実効的に遂行するため、専攻教育会議の下に、教務委員会、入試委員会、自己点検評価委員会、予算委員会、学生委員会、研究推進委員会、広報委員会、修了生委員会、紀要編集・図書委員会、施設委員会、社会連携委員会、教育プログラム検討委員会

を設置し、また専攻教員会議の下には人事委員会が設置されており、個別の具体的課題について、適正かつ迅速に対応できる体制を整備している。

《別添資料5－1：平成31年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）の管理運営組織について》

基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準9-1-2に係る状況）

法科大学院の事務体制は、支援室の法科大学院教務担当の常勤職員2名（時期等により非常勤職員等が1名追加）が中心となって、教務、学生支援、入試・広報、学内会議運営支援等の業務を担当している。あわせて、当専攻の管理運営を適切に行うために、上記を除く業務に関して、支援室に所属する支援室長、主幹、総務、会計、研究支援の各担当等による必要な支援を受けている。また、専攻事務室には、主として講義資料の印刷・配付や簡易な窓口対応等の教育支援業務を担当する非常勤職員1名〔週5日／人（6.8時間／日）勤務〕を加え、事務体制のさらなる充実を図っているが、なお当専攻の事務体制については、1人当たりの業務がかなりの量にのぼっている。

常勤職員の研修等の取組としては、学内で開催する階層別研修（学外講師を招聘）や業務実務者勉強会、国立大学協会による東京地区及び関東・甲信越地区国立大学法人等研修会、その他に各業務内容別の公開研究会やセミナー等に参加し、大学職員として必要な知識及び技能等を習得することに努めている。

《別添資料8-8：職員配置図》

基準9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準9-1-3に係る状況)

当専攻に配分される専攻予算は、主として教員数等を基準として算定されるビジネスサイエンス系予算からの配分額、及び、主として学生数等を基準して算定されるビジネス科学研究科予算からの配分額によって構成されており、いずれも財政的基礎を満たすに足る配分が行われているといえる。当専攻の運営に係る財政上の事項については、当専攻の意見を踏まえ、主としてビジネスサイエンス系長及びビジネス科学研究科長を通じて、本学本部において当専攻の意見を聴取する機会が保障されている。

【解釈指針9-1-3-1】

《別添資料9-5：平成30年度法曹専攻決算》

《別添資料9-6：予算ヒアリング記録》

2 特長及び課題等

[特長]

該当なし

[課題]

該当なし

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

1 概要

当専攻は、本学東京キャンパス文京校舎の5階に設置されている。

同校舎はセキュリティ・システムが完備しているため、解錠されている教室等を除き、セキュリティを解除しないと入室ができないシステムとなっている。教員、職員及び学生はセキュリティ・カード(身分証明証)を事前に配付されており、これにより大学院の施設・設備へのアクセスが可能となっている。

同校舎の5階には講義室・ゼミ室、事務室、併設の法律事務所(「弁護士法人筑波アカデミア法律事務所」)、教員研究室、学生ラウンジ、資料室、学生相談室などが設置され、3階には支援室、1階には学生用ロッカー、また地下1階には大塚図書館(以下「図書館」という。)、自習室などが設置されている。

講義室は、当専攻の専用である。ゼミ室は、他専攻との共用であるが、当専攻が主として使用することが予定されている。図書館は、他専攻及び放送大学との共用である。図書館については図書委員会、ゼミ室を含む施設については東京キャンパス事業場衛生委員会の委員に、当専攻の専任教員が含まれており、これら施設の管理運営に参画している。

当専攻は、入学定員36人、収容定員108人、専任教員12人の体制であり、十分なスペースが確保されている。教室等については、講義室(48~50人)3室、ゼミ室(12人~20人)3室を備えているため、十分な教室運営をしている。また質的にも最新の教具等を備えて万全を期している。

【解釈指針10-1-1-7】

《別添資料10-1：筑波大学東京キャンパス 文京校舎平面図》

2 講義室

教室(当専攻では「講義室」と称している。)は比較的大人数の授業を行うための部屋で、36名程度での講義を予定しており、最大で50名の収容が可能である。講義室は3学年分3室が設けられており、面積は84~123平方メートルである。したがって、3学年が同時に必修科目を受けることが可能となっている。

講義室は、多様な教育方法に対応できることを目的として設計されている。授業には常

に座席数がクラス定員以上の教室が使用されている。教室には各受講者に十分な手元スペースのある机が配置されている。移動式の机を配置し、科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようにレイアウトして授業を行っている。

授業においては、ビデオや DVD などのメディアの活用、あるいはコンピュータを活用したプレゼンテーションや資料の提示を行うことが一層教育効果を高めると予想される。そのため、3つの講義室はホワイトボードのほかに約 120 インチのスクリーンを備えており、液晶プロジェクターを使用して、ビデオ、DVD、CD のメディアをはじめ、さまざまな画像が投影できるようになっている。また、このほかにも、1台の可動式の大型液晶ディスプレイ（50 インチ）を有しており、平成 28 年度より実施されているインターネットを通じた受講の際には映像・音声の出力装置として用いられるのと共に、ビデオや DVD が再生可能となっている。また、LAN ケーブルのコンセントも配置されている。ICT を利用した遠隔授業を行うため、ポリコム社製テレビ会議システム 2 台、グーグル社のハンダアウトを利用するテレビ会議システム機器 4 台を備えている。

さらに、講義室 502、講義室 503 及び講義室 504 には、カメラ 1 台（固定式）とマイクにより録画録音された動画のストリーミング装置が配備されている。これにより録画録音された動画は、学生がインターネットを経由して自宅のパソコンで閲覧できるようになっている。

模擬裁判は、部分的に法廷教室でもある最も面積の広い講義室 504 で行われることになっており、この様子は、ビデオカメラで撮影され、録画されることになっている。録画されたものは上記の液晶プロジェクターまたは液晶ディスプレイにより投影または再生することが可能である。これにより受講者は自分たちの行なった訴訟活動を客観的に見ることで、一層充実した演習を行うことが可能となる。

【解釈指針 10-1-1-1】

3 ゼミ室

演習室（当専攻では「ゼミ室」と称している。）は小人数の授業を行うための部屋で、数名から 20 名程度の授業を予定し、最大限で 30 名程度の収容が可能である。当専攻が主として使用することが予定されているゼミ室は 3 室設けられており、面積は約 23～46 平方メートルである。移動式の机を配置し、科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようにレイアウトして授業を行っている。また、前述の 1 台の可動式の大型液晶ディスプレイ（50 インチ）により、ビデオや DVD が再生可能となっている。授業がない時間は、学生による自主的な議論・学習にも利用されている。

【解釈指針 10-1-1-1】

4 併設法律事務所

5 階に設置されている弁護士法人筑波アカデミア法律事務所は、当専攻におけるリーガルクリニックほか臨床法学教育の業務を受託し、これを行っている。同法律事務所には相談室が 3 室設置されており、学生の対応も十分可能である。

5 自習室

自習室は地下1階の図書館に隣接して設置されており、図書館（他専攻及び放送大学と共用）・自習室（当専攻専用）の面積は併せて約1,644平方メートルである。自習室には、総数で120席分のキャレル（パーティションがあるもの）が設置され、日曜・祝日・年末年始を含め、24時間学生の使用に供されている。このように、学生には、スペースと利用時間において、図書資料を有効に活用して学習する体制が整っている。

また、図書館・自習室内は、無線LAN対応となっており、「TKC法科大学院教育研究支援システム」や「LexisNexis」をはじめとした国内外の主要データベースへアクセスし、情報検索が容易に行える体制となっている。多くの学生は、自己のパソコンを持ち込んでいるが、図書館には他専攻と共用のパソコン（24台）及びプリンター（4台）が設置されており、種々のリサーチができるようになっている。このパソコンは情報端末として、情報検索、法令判例データベースの閲覧、インターネットを利用した学習、論文、レポート作成に利用されている。

学生のキャレルについては、自習室の全体のスペースに制限があることや修了生の施設利用の希望への対応が必要となること、他方、自習室の使用実績に照らし、一定の時間帯（平日午後9時～11時、土曜日終日、試験期間の日曜日など）以外満席となることはないことから、原則として自由席としている。ただし、一部キャレルについて一定期間に限り、指定されたキャレルの在学生による継続的利用を認めている。

【解釈指針10-1-1-2】

《別添資料7-9：平成31年度筑波大学法曹学修生募集要項》

《別添資料10-2：法曹自習室における指定キャレルの利用の募集要項、法曹自習室における指定キャレルの利用に関する専攻細則》

《別添資料10-8：法曹学修生の棚の利用に関する規程》

《別添資料10-9：法曹自習室の利用に関する基本規程》

6 図書館

地下1階にある図書館は、他専攻及び放送大学と共用であるが、利用のためのスペースは十分に確保されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、当専攻の学生の専用ではないが、学生が随時利用することに支障がない状況にある。

開館時間は、月：10:30～18:30、火～金：10:00～21:10、土：10:00～19:50、日：10:00～18:00である。なお、時間外開館として、9:00～23:00まで利用可能となっている。

図書館には常勤職員4名、非常勤職員1名を配置している。

学生からの図書購入の要望は、本学附属図書館のウェブサイトから行うことができる。

図書館には約8万冊の蔵書を有し、法科大学院での教育及び研究並びに学生の学習に十分応じることができる。

図書館には文献複写用の有料複写機や返却ブックポストも設置している。また、図書館内は、他専攻と共用のパソコン（24台）及びプリンター（4台）が設置されているほか、無線LAN対応となっているため、学生が自己のパソコンを持ち込んで「TKC法科大学院

教育研究支援システム」や「Westlaw Japan」などの国内外の主要な法情報データベースを利用することが可能で、最新の情報を提供できる環境となっている。学内外の他の図書館からの取り寄せもできる。

1) 所蔵資料

- ① 図書 80,390 冊（うち法学分野の図書 23,333 冊）
- ② 学術雑誌 1,540 種

2) 主要データベース

- ① TKC 法科大学院教育研究支援システム
- ② LEX/DB
- ③ D1-Law.com
- ④ Westlaw Japan
- ⑤ LLI 統合型法律情報システム
- ⑥ Lexis Advance
- ⑦ 18-20 世紀英国議会資料
- ⑧ 日本法令索引
- ⑨ 判例検索
- ⑩ 官報

【解釈指針 10-1-1-3】

【解釈指針 10-1-1-4】

《別添資料 10-3：筑波大学附属図書館利用案内》

《別添資料 10-4：東京キャンパス所属筑波大生のための筑波大学附属図書館利用ガイド（大塚図書館版）》

《別添資料 10-5：筑波大学附属図書館規則》

《別添資料 10-6：筑波大学附属図書館規則施行規程》

《別添資料 10-7：筑波大学附属図書館利用規程》

7 研究室

教員室については、12 人の専任教員全員に 1 人につき 1 室が割り当てられている（当専攻では「研究室」と称している。）。

研究室の広さは約 23 平方メートルであり、基本的な書架、机、ミーティングテーブル、ロッカーが設置され、教育・研究に適したスペースと設備が整っている。また、LAN ケーブルのコンセントも配置されている。

【解釈指針 10-1-1-5】

8 非常勤講師控室

非常勤教員には、5 階にある当専攻事務室内に講師控室を用意しており、コピー機やパソコンが利用できるようになっているほか、机とソファが設置されていて、非常勤講師は当室で待機し、講義等の準備を行える体制となっている。

【解釈指針 10-1-1-5】

9 その他の施設

- ① 専任教員による学生との面談は、上述した研究室を中心に行われることを予定し、大きめの研究室を備えており、オフィスアワーに対応できるように配慮している。教員が学生を指導・面談するためには、専任教員は研究室を、非常勤教員は講師控室を主として予定しているが、場合により、5階に設置されている学生相談室で行われることも予定されている。

【解釈指針10-1-1-6】

- ② 常勤の事務職員2名の職務上のスペースとしては、3階の社会人大学院等支援室に学生の窓口業務、資料保管庫、作業室等を備えた十分な広さの事務室が設置されている。各職員には、業務を行うために必要な机とパソコンが与えられ、事務室には、複合機・プリンター・シュレッダー等が備えられている。
- ③ 5階には学生ラウンジ（27平方メートル程度）が設けられており、ここには机6脚、椅子19脚が設置されており、学生同士で談話をしたり、忙しい社会人学生が授業の前後に軽食をとったりする姿が見られる。また、このラウンジには、1台のコピー機も設置されている。

また、学生の私物収納のため、学生用ロッカーを1階に配置し、希望者に貸与している。なお、現在ロッカーは、828個（他専攻と共用）あり、東京キャンパス正規学生全員分だけでなく、科目等履修生の分も確保されている。さらに、5階には、資料室と称して、私物収納のためのキャビネットを設置した部屋を2室設け、学生が利用できるようにしている。

上記の各施設（併設の法律事務所は除く）は、すべて当専攻が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。

なお、当専攻の授業のない時間帯（月～金曜日の日中）については、当専攻以外の教職員等の関係者が講義室・ゼミ室等の利用が可能である。

第3章で述べたように、当専攻は、学生が社会人であるという特性に対応するため、①インターネットを通じた受講のシステム、②授業等のデジタル録画とストリーミング配信システム、及び③「基礎力自己測定プログラム」、④ウェブサイトの掲示板、を開発し運用している。これにより、時間的に制約のある有職社会人学生が、学外から、当専攻のネットワークに接続することにより、①国内外の出張等を理由に教室に来られない学生が授業に出席することが可能、②デジタル録画された授業・教材等を学生がパソコン上で再生することが可能、③1年生が憲法・民法・刑法に関する基本知識を問う問題をスマートフォンまたはパソコンで閲覧・解答して自学自習することが可能、④講義の資料・レジュメや講義に関する情報などをウェブサイトの掲示板から得ることが可能、となっている。

【解釈指針10-1-1-1】

10 施設的环境

東京キャンパス文京校舎では、1階に警備員室があって不審者等が入室しないように注意をしているほか、教室等へ入室する際も教室管理システムを使用し、セキュリティを解錠しないと入室できないようなシステムになっている。

東京キャンパスには理療科教員養成施設も併設されており、夜の照明については、輝度を高くし、障害者等でも歩きやすいことを意識した工夫を施している。また、校舎に入るための正門から入口までに点字ブロックを設置し、視覚障害者等が通行しやすいような環境を整えている。また、各階に身体障害者に対応したトイレを設置し、段差が生じずにトイレを使用できるような取組をしている。

また、東京キャンパスでは、定期的に、避難訓練・消防訓練を実施している。

【解釈指針10-1-1-8】

《別添資料10-10：平成30年度避難訓練の実施について》

2 特長及び課題等

[特長]

- 自習室の24時間開放によって、時間的ハンデの大きい有職社会人学生が任意の空き時間を活用して自習できる環境を提供している。セキュリティ・カードによる入退室システムを導入しており、夏季及び冬季休暇中も自習室の利用を可能としている。学生が有職の社会人であるという特徴からそのライフスタイルに合わせた効果的な学習ができる環境を整備している。
- 授業のデジタル録画とストリーミング配信システムにより、社会人学生は職場や自宅から録画授業の視聴ができる。また、出張先等からインターネットを通じて授業に参加するための環境も整えられている。このようにして、社会人学生の持つ時間的ハンデを解消するための学習支援システムを構築している。
- 授業に関する資料・レジュメ、その他連絡事項は、当専攻学内者専用サイトの掲示板にアップされている。「TKC 法科大学院教育研究支援システム」などの国内外の主要データベースを導入している。

[課題]

該当なし。

第 11 章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

1 1 - 1 自己点検及び評価

基準 1 1 - 1 - 1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況）

1 自己点検及び評価を行うための体制

自己点検及び評価を行うための体制の根拠規定として当専攻では、「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱」を定めている。その第 1 条によれば、「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況に係る自己点検評価は、法曹専攻自己点検評価委員会が行う」とされている。令和元年度の自己点検評価委員は以下のとおりである。

大石 和彦 教授（委員長）
 森田 憲右 教授
 田村 陽子 教授
 渡邊 卓也 准教授

《別添資料 11 - 1 : 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱》

2 適切な項目設定と実施

実施要綱第 3 条は、自己点検評価の項目として以下をあげる。

- 『（１）教育の理念及び目標に関する事項
- （２）教育内容に関する事項
- （３）教育方法に関する事項
- （４）成績評価及び修了認定に関する事項
- （５）教育内容等の改善措置に関する事項
- （６）入学者選抜等に関する事項
- （７）学生の支援体制に関する事項
- （８）教員組織に関する事項
- （９）管理運営に関する事項

- (10) 施設、設備及び図書館等に関する事項
- (11) 有職社会人学生の特性を踏まえた対策
- (12) その他自己点検評価委員会が必要と認める事項』

これらの点検評価項目につき、自己点検評価委員会が、直近の認証評価から3年以内に自己点検評価を実施し、その結果を公表するものとしている（実施要綱第4条）。

自己点検評価委員会は、自己点検評価の結果を、専攻教育会議で報告し、かつ、教育活動等の改善につき、専攻教育会議、教務委員会、FD委員会、その他委員会に勧告し、各委員会はこれに基づき具体的な対応策及び改善策を検討することとしている。すなわち、自己点検及び評価に関する一般事項については自己点検評価委員会が、教務事項その他の個別事項については教務委員会他所轄の個別委員会が、それぞれの観点から検討し、多面的な角度から、教育活動等の改善を図る仕組みとなっている。その結果、当専攻における教育活動等を改善するため、教務委員会、入試委員会、FD委員会及び分野ごとの科目部会が、自己点検評価委員会の勧告を踏まえ、教育活動等の改善に関する検討を行っている。

【解釈指針11-1-1-1】

《別添資料5-1：平成31年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）の管理運営組織について》

《別添資料11-2：平成28年度自己点検・評価報告書》

3 結果の活用

直近の法科大学院認証評価を受けてから3年以内に、大学改革支援・学位授与機構の法科大学院認証評価基準を参考にしつつ、有職社会人に対象を特化した当専攻独自の視点も加味した自己点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価報告書」として作成し、これを当専攻のウェブサイト上で公表している。現在のところ平成21年、平成26年及び平成29年にこれを作成し、当専攻ウェブサイト上で公表している。

当専攻では、法科大学院の教育活動等に関する重要事項である、(1)設置者、(2)教育上の基本組織、(3)教員組織、(4)収容定員及び在籍者数、(5)入学者選抜、(6)標準修業年限、(7)教育課程及び教育方法、(8)成績評価及び課程の修了、(9)学費及び奨学金等の学生支援制度について、(10)修了者の進路及び活動状況については、本学及び当専攻のウェブサイト、「筑波大学大学院スタンダード」、「筑波大学東京キャンパス（社会人のための夜間大学院）」、「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻2020年度入学試験募集要項」などにより、毎年度公表している。

教育活動及び研究活動等の状況を客観的に把握可能なものとするため、各教員の略歴や主たる業績は当専攻のウェブサイト上で公表しているほか、各教員の活動状況の詳細は、オンライン業績登録システムである筑波大学研究者総覧「TRIOS」に登録することとされており、この内容は公表されている。

当専攻専任教員の研究成果を発表するための媒体としては、当専攻と、ビジネス科学研究科企業法学専攻との共同の紀要である「筑波ロー・ジャーナル」を年2回発行している。同紀要に掲載された論文は、PDF形式でネット上に全文公開されている。

「国立大学法人筑波大学法人文書管理規程」は、本学の業務に関する文書ごとに、保管期

間を定めている（例えば定期試験答案の場合 5 年）。さらに実施要綱第 5 条では、認証評価の基礎となった情報を 5 年間保管するものとしている（学生には期末試験答案のコピーを渡している。）。また、試験答案の他、専攻教育会議・各委員会に関わる書類、教務関係書類、入試関係書類、教職員勤務関係書類等が、評価機関等の求めに応じてすみやかに提出できるよう、法科大学院事務室等の書庫において保管されている。

《別添資料 11-3：筑波大学東京キャンパス（社会人のための夜間大学院）》

4 改善への取組

ア 前回認証評価において「是正を要する点」として指摘された事項

「当該法科大学院は夜間社会人法科大学院であり、休学希望者に対する休学時の面談及び休学者の復学時の面談を実施するなどの対応を行っているが、在籍者数が収容定員を恒常的に上回っている状態にあり、このような状態が恒常的なものとならないための措置を講じる必要がある。」

この点についての対応取組は、前記基準 6-2-1 に係る状況で述べたとおりであり、改善されている。

イ 「平成 28 年度自己点検・評価報告書」において「課題」とした事項

- ① 「今後は ICT を通じた授業の実施方法につき、教員が組織的にノウハウを蓄積し共有してゆく必要がある。」（平成 28 年度「自己点検・評価報告書」第 3 章・第 5 章）

この点は、授業内容の工夫を FD 委員会により検討しているところである。

- ② 「これまで以上に、多様で優れた志願者、在籍者を得るため、広報活動により一層の工夫が求められる。」（平成 28 年度「自己点検・評価報告書」第 6 章）

この点は、適性を有する社会人入学者の確保・促進についての取組を開始したところである（前記基準 1-1-2 に係る状況）

- ③ 「法科大学院全国統一適性試験の取扱が将来変更されるのに伴い、入学者選抜における入学者の適性及び能力等の適確かつ客観的な評価の方法を検討する必要がある。

（平成 28 年度「自己点検・評価報告書」第 6 章）

この点は、当専攻の入学者選抜方法は、「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施している。（前記基準 6-1-4 に係る状況）

- ④ 「ICT を通じた授業配信については、現在運用しているウェブ会議システムによる、教室と学生個人とをつなぐモバイル方式については対象科目をさらに増やし、またテレビ会議システムを通じ教室と教室とをつなぐサテライト方式も、平成 28 年度においては実験段階にとどまっているところ、他法科大学院との正規の単位互換の取組を軌道に乗せることが課題である。」（平成 28 年度「自己点検・評価報告書」第 7 章・第 10 章）

この点は、モバイル方式の対象科目について非常勤講師担当科目を含め殆どの科目

へと拡大するなど、滞りなく実施されている。

- ⑤ 「未修者教育のための5つのプログラムをめぐっては、これを一層有効に活用するため、以下が課題である。

『習熟度別チューターゼミ』については、担任教員との相談内容を記録するための『社会人学生向けe-ポートフォリオ・システム（通称「学生カルテ」）』と連携して、適時に学生にゼミに関する助言ができるようにすること。

『基礎力自己測定プログラム』については、学生が行った解答結果を教員が集計閲覧して、学生の弱点等を把握し授業等へフィードバックするシステムを開発し実用化すること。」

（平成28年度「自己点検・評価報告書」第7章）

この点は、5年計画により実現をしつつ、司法試験合格率及び標準修業年限修了率の向上を図っていくこととなる。

このように、自己点検評価作業で浮かびあがった課題や問題点の全てをすぐに解消できたわけではないものの、それらの改善に向け真摯な努力が積み重ねられており、中には重要な点での改善が実際になされた例も決して少なくない。

【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 2】

5 学外有識者による検証

当専攻においては平成30年度まで、自己点検及び評価の結果について、学外者による検証の機会を確保するため、3名の学外有識者委員による有識者会議を設置してきた。当専攻は、平成28年度自己点検評価報告書に基づいて有識者会議に報告を行い、その後も改善の進捗状況につき報告を行うなどして議論を重ねてきた。有識者会議は原則年1回開催されてきた。なお、今般の学内規則の改正により、これまで有識者会議が担ってきた機能は、令和元年度以降は、新設された教育課程連携協議会に移管されることとなる（本報告書基準5-2-1に係る状況参照）。

難波 孝一 （弁護士・元東京高等裁判所判事）
伊藤 茂昭 （弁護士・元日本弁護士連合会副会長）
小松 夏樹 （読売新聞東京本社 編集局 編集委員）
山口 卓男 （弁護士・筑波アカデミア法律事務所所長）

【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 4】

《別添資料 11-5：筑波大学法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）有識者会議に関する申合せ》

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

教育活動等に関する情報は、以下の方法によって積極的に公表している。

- ① 専攻パンフレット刊行
- ② ウェブサイト (当専攻ウェブサイト及び筑波大学研究者総覧「TRIOS」を含む) による情報の提供
- ③ その他各種広報活動

平成 29 年度に、大学改革支援・学位授与機構が定めた大学評価基準 (当時) に準拠しつつ、当専攻独自の自己評価項目を加えた自己点検・評価を行い、その結果を「平成 28 年度自己点検・評価報告書」にとりまとめ、当専攻のウェブサイト上で公表している。

当専攻では、法科大学院の教育活動等に関する重要事項である、(1)設置者、(2)教育理念・目標、(3)教育上の基本組織、(4)教員組織等、(5)入学者受入方針その他入学者選抜(6)収容定員及び在籍者数等、(7)修了認定方針、教育編成実施方針、標準修業年限、授業内容・方法等、(8)成績評価及び進級・修了基準、(9)教育環境、(10)学費及び奨学金等の学生支援制度について、(11)進路選択・心身健康等に係る支援、(12)修了者数、司法試験合格者数・合格率その他修了生の進路については、本学及び当専攻のウェブサイト等より、毎年度公表している。

《当専攻ウェブサイト (<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/>) 》

《別添資料 1 - 2 : 筑波大学大学院スタンダード (ビジネス科学研究科) 》

《別添資料 6 - 2 : 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻 2020 年度入学試験募集要項》

《別添資料 11 - 3 : 筑波大学東京キャンパス (社会人のための夜間大学院) 》

《別添資料 11 - 4 : 筑波大学法科大学院パンフレット》

教育活動及び研究活動等の状況を客観的に把握可能なものとするため、各教員の略歴や主たる業績は当専攻のウェブサイトで公表しているほか、各教員の活動状況の詳細は、オンライン業績登録システムである筑波大学研究者総覧「TRIOS」に登録することとされており、この内容は公表されている。

《別添資料 11 - 6 : 筑波大学研究者情報システム (TRIOS) 規則》

当専攻専任教員の研究成果を発表するための媒体としては、当専攻と、ビジネス科学研

究科企業法学専攻共同の紀要である「筑波ロー・ジャーナル」を年2回発行している。同紀要に掲載された論文は、PDF形式でネット上に全文公開されている。

【解釈指針11-2-1-1】

【解釈指針11-2-1-2】

【解釈指針11-2-1-3】

基準11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準11-2-2に係る状況)

「国立大学法人筑波大学法人文書管理規程」《別添資料11-7》は、本学の業務に関する文書ごとに、保管期間を定めている（例えば定期試験答案の場合5年）。さらに実施要綱第5条では、認証評価の基礎となった情報を5年間保管するものとしている。これら全学レベルの規定を受け当専攻では、試験答案（学生には期末試験答案の写しを渡している。）をはじめとする成績評価関係資料の他、専攻教育会議・各委員会に関わる書類、教務関係書類、入試関係書類、教職員勤務関係書類等につき、自己点検評価委員会の監理の下、認証評価機関等の求めに応じてすみやかに提出できるよう、事務職員が常駐し、または施錠された部屋のキャビネット等に保管している。

【解釈指針11-2-2-1】

【解釈指針11-2-2-2】

2 特長及び課題等

[特長]

該当なし。

[課題]

該当なし。